

イ 路一五〇
 二 可廿八〇
 三 可廿九
 四 可十六〇
 五 路廿四〇
 六 路廿四〇
 七 路廿四〇
 八 路廿四〇
 九 路廿四〇
 十 路廿四〇

新約全書使徒行傳
 第一章 我すでに前書を作て凡そイエスの始て行入るところ致し所を録し其選たる使徒等に聖靈に記て命せしもの擧られし時にまで至れり三夫イエスの苦難を受し後おほくの確據なる證を以て己の活たる事を現し四十日の間かれらに見え神の國の事に就て語りまた彼等と偕に集り居て命じけるハ爾曹エルサレムを離すして我に關る所の交の約束し給ひし事を待べし蓋ヨハナハ水を以てバプタスマを施たれども爾曹ハ久からずして聖靈によりバプタスマを受べければ地集れる者かれに問けるハ主よ爾いす國をイスラエルに還さんと爲か彼等に曰けるハ交の其權にて定たまへる時また期ハ爾曹が知べき所に非ずハ然ても聖靈なちならに臨に因て後爾曹能力を受エルサレムニ去リテアサリテおよび地の極にまで我が證人となすべし此事を言畢しのうち彼等の見が間に擧がる雲これを接て見ざらしめたりイエスの昇れる時かれら天を仰ぎ視た

265

イ 路一五〇
 二 可廿八〇
 三 可廿九
 四 可十六〇
 五 路廿四〇
 六 路廿四〇
 七 路廿四〇
 八 路廿四〇
 九 路廿四〇
 十 路廿四〇

りしに白衣を着たる二人のハありて旁に立し曰けるハガリラヤ人よ何故に天を仰て立るや爾曹を離て天に擧られし此イエスの爾曹が彼の天に昇るを見たる其如く亦きたらん○十三其時かれら極どなる山よりエルサレムに歸る此山ハエルサレムに近く約束日に行うる程なり○十三已に入て樓に登れり此に留れる者ハペテロヤコブヨハナアンデレバトリボトマスバルトロマイマタイアルバイの子ヤコブセラピオンと云るシモンヤコブの兄弟なるユダなり凡此人々の婦等及びイエスの母マリヤ並イエスの兄弟等偕に心を合せて恒に祈禱を務たり○十五當時ペテロ弟子等其集れる者おほより百二十八なり○の中に立て曰けるハ人々兄弟よ聖靈ガビデの口によりてイエスを捕る者を遠けるユダに就て預じめ語たる此聖書ハ必ず應ずべかりし也蓋彼も我儕と共に列りて此職を任たれば也○十八ハ不義の價をもて地所を買また倒に墮て眞中より裂れ其腸とどく流れたり○十九此事エルサレムに住る凡の人に知しかば其地所を方言にてアケ

コ	路九十九節
ク	路九十八節
カ	路九十七節
キ	路九十六節
ク	路九十五節
カ	路九十四節
キ	路九十三節
ク	路九十二節
カ	路九十一節
キ	路九十節
ク	路八十九節
カ	路八十八節
キ	路八十七節
ク	路八十六節
カ	路八十五節
キ	路八十四節
ク	路八十三節
カ	路八十二節
キ	路八十一節
ク	路八十節
カ	路七十九節
キ	路七十八節
ク	路七十七節
カ	路七十六節
キ	路七十五節
ク	路七十四節
カ	路七十三節
キ	路七十二節
ク	路七十一節
カ	路七十節
キ	路六十九節
ク	路六十八節
カ	路六十七節
キ	路六十六節
ク	路六十五節
カ	路六十四節
キ	路六十三節
ク	路六十二節
カ	路六十一節
キ	路六十節
ク	路五十九節
カ	路五十八節
キ	路五十七節
ク	路五十六節
カ	路五十五節
キ	路五十四節
ク	路五十三節
カ	路五十二節
キ	路五十一節
ク	路五十節
カ	路四十九節
キ	路四十八節
ク	路四十七節
カ	路四十六節
キ	路四十五節
ク	路四十四節
カ	路四十三節
キ	路四十二節
ク	路四十一節
カ	路四十節
キ	路三十九節
ク	路三十八節
カ	路三十七節
キ	路三十六節
ク	路三十五節
カ	路三十四節
キ	路三十三節
ク	路三十二節
カ	路三十一節
キ	路三十節
ク	路二十九節
カ	路二十八節
キ	路二十七節
ク	路二十六節
カ	路二十五節
キ	路二十四節
ク	路二十三節
カ	路二十二節
キ	路二十一節
ク	路二十節
カ	路十九節
キ	路十八節
ク	路十七節
カ	路十六節
キ	路十五節
ク	路十四節
カ	路十三節
キ	路十二節
ク	路十一節
カ	路十節
キ	路九節
ク	路八節
カ	路七節
キ	路六節
ク	路五節
カ	路四節
キ	路三節
ク	路二節
カ	路一節

ルダマと呼ぶを譯す血の地所なり詩の篇に錄して彼の家の墟くなれ
 二 其中に人を住居する勿れ彼の職ハ他人に得させよと云り是故に主イエ
 三 スの我儕が中に往來し給たる間即ちヨハナのバプテスマより始われら
 三 離て擧られし日に至るまで常に我儕と借に在し者の中一人われらと共
 三 三に其魁りし事の證人と爲べき也是に於てバルサバと稱するヨセフ又の名
 二 四ハユストと云る者どツツアとの二人を擧て三麻いひけるハ衆人の心を
 二 五 識たまふ主願くハ奉事せよと使徒の職を得させんが爲に此二人のうち
 二 六 斯て圖を取しにツツアに當ければ彼十一人の使徒等と共に列れり
 二 七 一ツツアに至て弟子等みな心を合せて一處に在しに俄
 二 八 に天より迅風の如き響ありて彼等が坐する所の室に充り三燄の如もの現
 二 九 れ披て彼等各人の上に止る四是に於て彼等ハみな聖靈に滿され其聖靈の
 二 十 言しむるに隨ひて異なる諸國の方言を言せしめたり五時に徹度あるユダ

六	使徒行傳第二章
七	使徒行傳第二章
八	使徒行傳第二章
九	使徒行傳第二章
十	使徒行傳第二章
十一	使徒行傳第二章
十二	使徒行傳第二章
十三	使徒行傳第二章
十四	使徒行傳第二章
十五	使徒行傳第二章
十六	使徒行傳第二章

六 ヤ天下の諸國より來てエルサレムに留れる者ありき此音おこりしに
 七 因おほくのハ人々集りけるが各人おのが方言を彼等の語れるを聞て躍わへ
 七 しみな駭き異みつと互に曰けるハ視よ此語る者ハ凡てガリラヤ人なら
 八 乎ハ如何して我儕おのし生れし所の方言を彼等より聞か我儕ハソ
 九 ルアハユデア人ユアラム人およびメソポタミアユダヤカバドニアポン
 十 トアシアトルギアバムフリアエジプトエチオピアに近きリブエの地な
 十一 處に住る者又ロマより來て居るもの或ハユダヤ人及び其教に入し人又ク
 十二 レアアラビヤ人なるに彼等が我儕の方言をもて神の大なる用を語るを
 十三 聞かば皆おほろき訝て互に曰けるハ此何なる故や或ハ嘲りて此
 十四 人々の甘き葡萄酒に滿されたる者なりといふ人あり十是に於てペテロ十
 十五 一人と借にたち聲を揚て彼等に對いひけるハユダヤ人および凡てエルサ
 十六 レムに住る者ハ爾曹よく我言を聞て之を知今ハ聖の九時なれば爾曹の
 十六 逆料せどく此人々の聲の響に非ず去これ即ち預言者ヨエルに因て語れる

Act

レ 傳後七〇二至十六傳百
 卅〇二十一節二世一聖
 世三

一 傳一八、前十五至五
 六、傳五〇世二九、來十
 子 從一四、路非四〇、十九、
 二〇、二一、二二、一、二、三、
 子 傳百十、一、二、三、十、
 三、
 子 卅一、二、三、
 一、二、三、

六六 故なりニ爾すでに我に生命の路を示す我を爾の前に置いて喜に盈しめんと
 六九 人々兄弟よ我始祖ダビデに就て憚る所なく爾曹に語る是當然ことなり
 七十 彼に既に死て葬られ其墓に今日に至るまで我憐れの中にあり手彼の預言者
 三三 にして神これに誓を立て其血統の中より一人を擧げて位に即しめんと失た
 三三 せたるを知る預め此事を曉るが故にキリストの甦る事につき語て彼の陰
 三三 府に遺おかれず亦その肉體も朽果すと曰るなり三既に神にイエスを廻ら
 三三 せ給へり我憐れ皆その證人なり是故に彼に既に神の右に擧られ約束の
 三三 聖靈を父より受て今なんぢらが見よとて開てこの者を注ぎて夫ダビデ
 三三 天に昇してどなし然るに彼みづから言主わが主に曰けるに我なんぢの
 三三 敵を爾の足凳と爲せり我右に坐すべし然らば凡てイスマエルの家一人
 三三 爾曹が十字架に釘し此イエスを立て神これを主となしキリストとどなし給
 三三 してどを確に知三彼等これを聞て其心刺るゝが如し是に於てペテロは他
 三六 の使徒等に問けるに人々兄弟よ我憐れ何を爲すべき乎ペテロ彼等に曰け

一 傳二六、卅三、三三、
 二、三、四、五、六、七、八、九、
 十、十一、十二、十三、十四、十五、
 十六、十七、十八、十九、二十、
 二十一、二十二、二十三、二十四、
 二十五、二十六、二十七、二十八、
 二十九、三十、三十一、三十二、
 三十三、三十四、三十五、三十六、
 三十七、三十八、三十九、四十、
 四十一、四十二、四十三、四十四、
 四十五、四十六、四十七、四十八、
 四十九、五十、五十一、五十二、
 五十三、五十四、五十五、五十六、
 五十七、五十八、五十九、六十、
 六十一、六十二、六十三、六十四、
 六十五、六十六、六十七、六十八、
 六十九、七十、七十一、七十二、
 七十三、七十四、七十五、七十六、
 七十七、七十八、七十九、八十、
 八十一、八十二、八十三、八十四、
 八十五、八十六、八十七、八十八、
 八十九、九十、九十一、九十二、
 九十三、九十四、九十五、九十六、
 九十七、九十八、九十九、百、

七 所なりと神に以て我が靈をもて凡の人に注ぐ爾曹の子
 六 女も預言すべし又なんぢらの幼者の異象をみ老者の夢を見べし其とき
 九 我わが靈を我僕なる男女に注ぐ彼等も亦預言すべしわれ上なる天に寄
 十 跡を現し下なる地に休徵を示さん即ち血わたり火わたり煙あはるべし主の大
 三三 なる顯赫日の來る前に日ハ晦く月ハ血に變らん三凡て主の名を呼聲む者ハ
 三三 救るべし三イスマエルの諸人此等此等此等の言を聽うれナザレのイエスの
 三三 知でとく神かれに託て爾曹の中に行し妙なる能力と奇跡と休徵とを以
 三三 て爾曹に證し給る所の人なり三此人ハ即ち神の定し旨と預め知たまふ所
 三三 に應て解さる爾曹の無法の手をもて之を捕へ十字架に釘て殺せり三神ハ
 三三 其死の苦を釋て之を廻らせ給へり後ハ死に擧れ在べき者ならざれば也三
 三三 蓋ダビデに就て曰けるに我わが前に主の常に在を見るもの我右に在り
 三三 我動ざれざる爲なり三是故に我心に樂み我舌ハ喜べり且わが肉體ハ望に
 三三 居ん三これ爾ハ我魂を陰府に遺おかす又なんぢの聖者を朽果しめざるが

非	第百四十七
ノ	第百六十六本六十八
オ	第百六十五
カ	第百六十四
ク	第百六十三
ケ	第百六十二
コ	第百六十一
ク	第百六十
ケ	第百五十九
コ	第百五十八
ク	第百五十七
ケ	第百五十六
コ	第百五十五
ク	第百五十四
ケ	第百五十三
コ	第百五十二
ク	第百五十一
ケ	第百五十
コ	第百四十九
ク	第百四十八
ケ	第百四十七
コ	第百四十六
ク	第百四十五
ケ	第百四十四
コ	第百四十三
ク	第百四十二
ケ	第百四十一
コ	第百四十
ク	第百三十九
ケ	第百三十八
コ	第百三十七
ク	第百三十六
ケ	第百三十五
コ	第百三十四
ク	第百三十三
ケ	第百三十二
コ	第百三十一
ク	第百三十

るハ爾曹おの悔改めて罪の赦を得んが爲にイエスキリストの名に託
 てバプテスマを受よ然バ爾曹も聖靈の賜を受べし其の約束ハ爾曹およ
 ヲ爾曹の子孫また凡の遠人すなはち主たる我儕の神に召るゝ人々に屬ス
 りまた多言をもて證して勸けるハ爾曹之の邪なる世より救出されよ
 其時之の言を聞納し者ハバプテスマを受たり是日弟子に加れる者おほよ
 う三千人ハ彼等ハ常に使徒等の教訓をうけ交接をなしパンを擘てどし祈
 禱を務む是に於て敬畏人々の心に生ず又使徒等に託て許多の奇跡
 と休徵おこなはれたり信者ハみな一處に會て諸物を共にし其產業と
 其所有を賣て各人の用に從ひ之を分與へぬ日々心を合せて服に在り
 家に於てパンをさき歡喜と誠心をもて食を同にし其神を讚美すべての民
 に慨する主すくはるゝ者を日々教會に加たせり
 第三時祈禱の時に當てバプテスマを共に服に上しに二人の生
 來なる跛むり服に在る人に施濟を求人爲に日ごと負れて服の美と名を門

非	第百四十
ノ	第百三十九
オ	第百三十八
カ	第百三十七
ク	第百三十六
ケ	第百三十五
コ	第百三十四
ク	第百三十三
ケ	第百三十二
コ	第百三十一
ク	第百三十
ケ	第百二十九
コ	第百二十八
ク	第百二十七
ケ	第百二十六
コ	第百二十五
ク	第百二十四
ケ	第百二十三
コ	第百二十二
ク	第百二十一
ケ	第百二十
コ	第百十九
ク	第百十八
ケ	第百十七
コ	第百十六
ク	第百十五
ケ	第百十四
コ	第百十三
ク	第百十二
ケ	第百十一
コ	第百十
ク	第百九
ケ	第百八
コ	第百七
ク	第百六
ケ	第百五
コ	第百四
ク	第百三
ケ	第百二
コ	第百一
ク	第百

に置る三彼バテロマとヨハ子の服に入んとするを見て施濟を求りバテロ
 ヲハ子と共に熟々之を視て曰けるハ我儕を觀よ五かれ得て是有んと意ひ
 て彼等を見つめたりバテロ曰けるハ金銀ハ我に乏し惟われに有ものを
 爾に予ムナザレのイエスキリストの名により超て行め遂に其石の手を
 執これを超ければ其足と蹠たむちに健弱なりてハ躍立かつ行めり爾わゆ
 み神を讚美つゝ彼等と偕に服に入ぬ衆民かれの行み神を讚るを見て
 素の服の美門に坐し施濟を求たりし者なるを識この人に所遇とを
 大に駭き奇めりその跛者バテロマとヨハ子にすがり居し間に民み不駭て
 と世しくソロモンの廊と名する所に趨集れんバテロ之を見て民に答ける
 ハイエラエルの人々よ何故に此事を奇とするや我儕が自己の能と徳をも
 て此人を行しむが如く何ぞ我儕に目を注るや夫バテラハムイサクヤコ
 ブの神わが先祖たちの神ハ其僕イエス即ち爾曹が解しき者バテロが釋す
 とを擲たる時その前に爾曹が拒し所の者を榮給へり十四爾曹ハ聖者義者

七	七 來十二節一四九五
七	七 來十四節九十六九〇廿
七	七 來十三節七廿七廿三〇卅
六	六 來十二節五十八
六	六 來十三節九〇廿六五十五
六	六 來十四節九十六九〇廿
五	五 來十五節九十六九〇廿
四	四 來十六節九十六九〇廿
三	三 來十七節九十六九〇廿
二	二 來十八節九十六九〇廿
一	一 來十九節九十六九〇廿

七 拒み人を殺し、者を己に守られん事を求む。其の生命の主を殺せし神の之を死より甦らしめ我儕の其證人なる也。十六イエスの名、其名を信するに由て、爾曹が見よ。この識とて、この此人を健勁せり。如此、イエスに由る信仰の爾曹すべての人の前に於て、此人を全く愈たり。十七兄弟よ、我が知んぬら、我が行し事、知ざるに由てなり。爾曹の有司等も亦然り。十八然、然、神の凡の預言者の口に記してキリストの苦を受けることを預め、示し其言を如此かな。いせ給へ。十九是、故に爾曹罪を、くい心を改て、其罪を抹る。ことを爲よ。蓋主の前より、安符日の來り。二十且、あらかじめ、擬たまひし、イエスキリストを遣れんが爲なり。三十一神の古より、聖預言者の口に託て言たまひし、萬物の復興の時まで、天の必ず、彼を受おくべし。三十二我儕の先祖たち、お告て曰ける、主なる爾曹の神の、爾曹の兄弟の中より、我に似たる一人の預言者を起さん。其爾曹に告ぐる凡の言を聽べ。三十三凡て、此預言者に聽從、凡の預言者の中より、取滅ざる。三十四又、サムエルより、以來、かたりし所の預言者も、皆あらかじめ、此日を指て言

八	八 來二十節九、九〇四四五
八	八 來二十一節九
八	八 來二十二節九
七	七 來二十三節九、九〇四四五
六	六 來二十四節九、九〇四四五
六	六 來二十五節九、九〇四四五
五	五 來二十六節九、九〇四四五
四	四 來二十七節九、九〇四四五
三	三 來二十八節九、九〇四四五
二	二 來二十九節九、九〇四四五
一	一 來三十節九、九〇四四五

十五 夫、爾曹の預言者の子孫なり。且、神の我儕が先祖たちに立たまひし契約を承繼ものなり。即ち、アラバムに告て、地の諸族の爾の裔に由て、福を獲んと曰給へり。三十三神、すて、其僕、イエスを立、なんぢら各人を、其惡より、引返し、福を獲させんが爲に、先なんぢらに、彼を遣せり。三十四爾、爾曹、彼等が、民を、敵へ、且、イエスの事を、ひき死より、復生の事を、宣るに、より。三十五祭司、殿司、および、サドカイの人たち、心、を、惱し、其、民に、語れると、き、然、然、然、たりて、三親手、これ、を、執、え、時、す、で、に、暮、れ、れ、バ、明日、まで、獄に、囚、お、け、り、然、然、然、其、道、を、聽、し、者、の、多、く、これ、を、信、ず、其、數、お、ほ、よ、う、五、千、人、なり。五、明日、有、司、たち、長、老、學、者、六、及、び、祭司の長、ア、ン、ナ、並、カ、ヤ、バ、ヨ、ハ、ナ、ア、レ、キ、サ、ン、デ、ル、と、祭司の長、の、凡、の、族、エ、ル、サ、レ、ム、に、集、り、サ、レ、ム、に、集、り、使、徒、等、を、其、中、に、立、せ、て、問、け、る、ハ、爾、曹、何、の、權、ま、た、何、の、名、に、由、て、之、を、行、ひ、し、や、八、其、時、ベ、ラ、コ、聖、靈、に、滿、さ、れ、彼、等、に、曰、け、る、ハ、民、の、有、司、及、び、イ、ス、ラ、エ、ル、の、長、老、よ、我、儕、も、し、病、た、る、人、に、行、ひ、し、善、事、に、つ、き、之、を、如、何、し、て、愈、し、と、今、日、訊、れ、な、バ、十、爾、曹、と、イ、ス、ラ、エ、ル、の、民、も、み

215

カ 徒三〇六
 目 徒廿八〇至二八八
 四 徒廿七
 三 徒廿六
 二 徒廿五
 一 徒廿四
 子 徒二〇四
 子 徒二〇七
 子 徒五〇四
 子 徒五〇五
 子 徒五〇六

十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九

な知べし其なんぢらが十字架に釘してその神の懸らせ給し所のナザレの
 イエスキリストの名に由て此人健勁なることを得なんぢらの前に立ちたり
 とこれ即ち曹曹工匠の棄し所の石屋の隅の首石となれる者なり十三此後
 か別に救ある事なし蓋天下の人の中に我儕の依頼て救るべき他の名を賜
 されば也十三彼等ベラロとヨハナの忌憚る所なきを見て其無學の小民なる
 を識べ之を奇みたり又そのイエスと僧に在しを知十かつ愈されたる人の
 彼等と僧に立るを見により厥すべき言なかりき十五斯て彼等に命じて集議
 所を去しめ後に相議て曰けるハ去この二人に何を處べきや彼等が既に著
 き休徴を行へる事ハ凡てエルサレムに居者の明かに知どころ也われら
 を言滅せど能す~~然~~然也此事の猶ひろく民に傳らざる爲に彼等を恐喝し
 此後その名に就て人に語ることを勿しめん十六遂に彼等を召て更にイエスの
 名に就て語ることを教ることを爲なかれと戒む十九ハ乎彼等に答て
 曰けるハ神に聽よりん愈て爾曹に聽べ神の前に在て義たらんか爾曹みづ

ウ 徒二〇三
 非 徒五〇六本註
 非 徒五〇九
 五 徒五〇九
 六 徒五〇九
 七 徒五〇九
 八 徒五〇九
 九 徒五〇九
 十 徒五〇九
 十一 徒五〇九
 十二 徒五〇九
 十三 徒五〇九
 十四 徒五〇九
 十五 徒五〇九
 十六 徒五〇九
 十七 徒五〇九
 十八 徒五〇九
 十九 徒五〇九
 二十 徒五〇九
 二十一 徒五〇九
 二十二 徒五〇九
 二十三 徒五〇九
 二十四 徒五〇九
 二十五 徒五〇九
 二十六 徒五〇九
 二十七 徒五〇九
 二十八 徒五〇九
 二十九 徒五〇九
 三十 徒五〇九

二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十

から之を判し手われら見しどころ開し所のものハ言ざるを得ざる也二人
 人その所爲に因て神を榮たれば彼等民を畏れ此二人を罪するに由なく更
 に之を恐喝して釋せり三その奇なる跡に由て癒されたる人の四十歳餘な
 り三〇三かれら釋されて其友の所にゆき祭司の長と長老の言して之を惡
 く告言うの友これを開て心を合せ神に對ひ聲を揚て曰けるハ主よ爾ハ天
 と地と海と其中の萬物を造たまひし神なり三三なんぢ曾て其僕ダビデの口
 に託て何故に異邦人ハ喧嘩もろくの民ハ徒事を謀る乎~~地~~地の王等ハ起
 て群伯と共に集り主および其キリストに逆ふと云り~~れ~~誠にヘロデと
 ポンテラピラト異邦人およびイサエルの民相共に此城に集り爾が膏を
 滅たる聖僕イエスに逆へり三三これ爾の手なんぢの旨にて預じめ定め給
 ひし事を彼等ハ成るなり三主よ今彼らの恐喝を見たまへ願くハ爾が手を
 伸て醫を施し爾の聖僕イエスの名に託て休徴と奇跡を行はしめ爾の
 僕等に應ずるとなく爾の道を宣ることを得させし~~三~~かれら祈禱を畢し時

三三 信者ハみな心を一にし意を一にして誰一人ノ所有を己が物と云となく
 凡て之を共に有り使徒たり大なる能をもて主イエスの興らし事を證し
 彼等みな大なる恩を蒙れり其中に一人も窮乏者なかりき蓋地所あるひ
 ハ家を有る者ハ其を售て其售し所の價を挈來り使徒等の足下に置これ
 を各々の用に從ひて分予しが故なりマリノの族にてクラロに生しヨセラ
 ハ使徒等に呼れてバルナバと稱之を譯バ勸慰の子モこの八田囁わらけ
 るが其を售てその金を挈來り使徒等の足下に置り
 然るにアナニアの妻サツピラと同一產業を屬するの價
 の幾分を藏し餘の幾分を挈來りて使徒等の足下に置ぬ其妻も之を知り
 ペラロ曰けるハアナニアよ何故に爾の心サタンに滿され聖靈に對ひ偽て
 地所の價の幾分を藏す事をせし乎地所いまだ售ざる時ハ爾の有ならず
 而已に售たりども亦なんぢの權に屬するなりや何故に爾の心この事を藏

三三 三三〇
 コ二 從二〇四十六節二〇
 二 卷前二卷
 三五 手 卷五〇二
 三六 二 從二〇四十五六一
 三七 使徒二〇二節五世

五 念しや爾人に對て偽るに非ず神に對て偽れる也
 アナニア此言をき五介
 て氣絶之を開者みな大に懼る六少者も起て彼を殞み昇出して葬れり
 約三時心かり過るの妻いまだ此所遇を知らずして入來れりペラロ彼に
 曰けるハ爾曹之の價に地所を售しや我に告よ答て曰けるハ然り其價なり
 ペラロ彼に曰けるハ爾曹心を合せて主の靈を試るハ何ぞや爾の夫
 を葬りし者の足門外に在また爾をも昇出さん七婦直に其足下に仆て氣た
 少者も入來て其死たるを見これをも昇出して其夫の側に葬れり八全
 會の者ぞこれを聞る者も皆大に懼る九多の休徴と奇なる跡ハ使徒等の
 手に由て民の間に行ハれたり又かれら留心を合せてソロモンの廊に在十
 餘の者ハ敢て之に近づかざり且然れども民ハ彼等を尊み十一男女ども信ず
 る者も多し十二主に屬す人々多し十三斯て人々病る者も携て衢にいで寢床また榻
 の上に置り蓋ペラロの來らん時々の影に陰はるる者わらんかど意ハなり
 大勢九許多の人々四方の諸邑より病る者および惡鬼に難されたる者も携

五 約九〇四
 六 約九〇四
 七 從二〇四十二節六
 八 從二〇四十二節六
 九 從二〇四十二節六
 十 從二〇四十二節六
 十一 從二〇四十二節六
 十二 從二〇四十二節六
 十三 從二〇四十二節六
 十四 從二〇四十二節六
 十五 從二〇四十二節六
 十六 從二〇四十二節六

七 徒四〇二六
 八 徒三〇八
 九 徒四〇三
 一〇 徒二〇七
 一一 徒二〇七
 一二 徒二〇七
 一三 徒二〇七
 一四 徒二〇七
 一五 徒二〇七
 一六 徒二〇七
 一七 徒二〇七
 一八 徒二〇七
 一九 徒二〇七
 二〇 徒二〇七
 二一 徒二〇七
 二二 徒二〇七
 二三 徒二〇七
 二四 徒二〇七
 二五 徒二〇七
 二六 徒二〇七
 二七 徒二〇七
 二八 徒二〇七
 二九 徒二〇七
 三〇 徒二〇七
 三一 徒二〇七
 三二 徒二〇七
 三三 徒二〇七
 三四 徒二〇七
 三五 徒二〇七
 三六 徒二〇七
 三七 徒二〇七
 三八 徒二〇七
 三九 徒二〇七
 四〇 徒二〇七
 四一 徒二〇七
 四二 徒二〇七
 四三 徒二〇七
 四四 徒二〇七
 四五 徒二〇七
 四六 徒二〇七
 四七 徒二〇七
 四八 徒二〇七
 四九 徒二〇七
 五〇 徒二〇七

七 徒四〇二六
 八 徒三〇八
 九 徒四〇三
 一〇 徒二〇七
 一一 徒二〇七
 一二 徒二〇七
 一三 徒二〇七
 一四 徒二〇七
 一五 徒二〇七
 一六 徒二〇七
 一七 徒二〇七
 一八 徒二〇七
 一九 徒二〇七
 二〇 徒二〇七
 二一 徒二〇七
 二二 徒二〇七
 二三 徒二〇七
 二四 徒二〇七
 二五 徒二〇七
 二六 徒二〇七
 二七 徒二〇七
 二八 徒二〇七
 二九 徒二〇七
 三〇 徒二〇七
 三一 徒二〇七
 三二 徒二〇七
 三三 徒二〇七
 三四 徒二〇七
 三五 徒二〇七
 三六 徒二〇七
 三七 徒二〇七
 三八 徒二〇七
 三九 徒二〇七
 四〇 徒二〇七
 四一 徒二〇七
 四二 徒二〇七
 四三 徒二〇七
 四四 徒二〇七
 四五 徒二〇七
 四六 徒二〇七
 四七 徒二〇七
 四八 徒二〇七
 四九 徒二〇七
 五〇 徒二〇七

てエルサレムに來り悉く愈ざれたるは、然るに祭司の長および彼等同にあり者即ちサドカイ宗の徒みな起て大に憤り、使徒等を執て獄に置り、然るをも主の使者夜禱の門を啓き、彼等を携へ出して曰けるは、三往て殿に立て、生命の言を悉く民に語れ。三かれら之をきく味爽より殿に入て教ふ祭司の長および同人、悉く來て議員およびイスラエルの子孫の長老等を悉く召集て、彼等を見ず反て告いひけるは、三其八等きたりしに獄の内、に彼等を見ず反て告いひけるは、三其八等きたりしに獄の内に見しに啓け、バ内一人をのみ見ざりき。三祭司殿司および祭司の長たち此言を聞て、此の如何に成行べきか、と彼等に就て心惑へり。三或人來り彼等に告けるは、三視よ、爾曹が瘋に置して民を教ふ。三是に於て殿司の下吏等と共に往かれらを見來れり。然て強暴とを爲ざりき。蓋石にて民に擧れん事を懼し、が故なり。三七既に與來りて、彼等を議員の前に立せ、祭司の長これに問て曰けるは、三我儕の名に由て教る勿れ、と爾曹に嚴く禁せし

一 徒二〇三
 二 徒二〇三
 三 徒二〇三
 四 徒二〇三
 五 徒二〇三
 六 徒二〇三
 七 徒二〇三
 八 徒二〇三
 九 徒二〇三
 一〇 徒二〇三
 一一 徒二〇三
 一二 徒二〇三
 一三 徒二〇三
 一四 徒二〇三
 一五 徒二〇三
 一六 徒二〇三
 一七 徒二〇三
 一八 徒二〇三
 一九 徒二〇三
 二〇 徒二〇三
 二一 徒二〇三
 二二 徒二〇三
 二三 徒二〇三
 二四 徒二〇三
 二五 徒二〇三
 二六 徒二〇三
 二七 徒二〇三
 二八 徒二〇三
 二九 徒二〇三
 三〇 徒二〇三
 三一 徒二〇三
 三二 徒二〇三
 三三 徒二〇三
 三四 徒二〇三
 三五 徒二〇三
 三六 徒二〇三
 三七 徒二〇三
 三八 徒二〇三
 三九 徒二〇三
 四〇 徒二〇三
 四一 徒二〇三
 四二 徒二〇三
 四三 徒二〇三
 四四 徒二〇三
 四五 徒二〇三
 四六 徒二〇三
 四七 徒二〇三
 四八 徒二〇三
 四九 徒二〇三
 五〇 徒二〇三

に非や、然るに爾曹其教をエルサレムに滿せ、又この人の血を我儕に負めんとす。三ペテロと使徒たち答て曰けるは、三人に從ふより神に從ふるべきの事なり。三我儕の先祖の神、爾曹が木に懸て殺し、所のイエスを甦らせ給へり。三神の之を君とし、救主として、其右の方に擧これ、イスラエルに侮敗と罪の赦を予んが爲なり。三我儕、此事の證を爲者なり。神おのれに從ふ者、お賜ふ所の聖靈も亦證す。三かの人々これを開て、甚しく怒を呑み、彼等を殺さんと謀る。三パリサイの人にて衆民の中に奪むる。三教法師ガマリエルと云る者、議員の中にたち命じて、使徒等を暫く外に出さしめ、曰けるは、三イスラエルの人々よ、爾曹この人等につきて爲えんとする事を自ら慎むべし。三ウの囊にチツダ起て自ら誇れり、之に從へる者おほよ四百人ありしが、彼を殺され、從ひし者、皆ちらされて跡なきに至る。三此人の後、また巨籍調査の時ガリラヤのユダ起て、民を誘ひ、從ひし、が彼も亡び、其に從ひし者も悉く散ざれたれば也。三今われ爾曹に語らん、此人人を容て之に係る勿れ。若し

三元

の謀どる行ふとて人より出れば必ず亡べし、神より出を爾曹かれらに、
 らを亡すこと能はず、爾曹に逆らふ者とならん、彼等これに從ひ使徒等を召て、
 轍ちイエスの名に由て語ることを爲なかれ、命じて之を釋せり、
 使徒等ハイエスの名の爲に辱を受るに足者とせられし事を喜びて、
 議員の前去去、日々に服および人の家に於て教をなし、イエスキリストの福音を傳て止ざりき、

當時弟子たちの數おほく加り、ギリシヤ方言のユダヤ人の聲が、
 日々弛濟に遺漏されしを以て、ヘル方言のユダヤ人にむかひ怨言し、
 事に任るの意に適ず、是故に兄弟、爾曹の中より、聖靈と智慧の満たる
 善證ある者七人を撰べし、我儕これを立て、此事を司らせん、而して我儕ハ
 常に祈と道傳ることを務べし、此言すべての人の心に合けれ、
 聖靈の満たる、スラバノ及ビリゴニコロニカノルチモンバルマナ

テモト五十一、三〇九、九

テモト三、卅四、三〇九

テモト一六、五、三、五、五

テモト一三、卅六、二〇、十

テモト四、下、九

テモト二、四、五、四、〇、卅五

テモト八、〇、七

テモト一〇、三、七、卅三、〇、七、卅

テモト一〇、五、卅三、二、六、四

四

三

二

一

五

四

三

二

一

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

二

テモト五十一、三〇九、九

テモト三、卅四、三〇九

テモト一六、五、三、五、五

テモト一三、卅六、二〇、十

テモト四、下、九

テモト二、四、五、四、〇、卅五

テモト八、〇、七

テモト一〇、三、七、卅三、〇、七、卅

テモト一〇、五、卅三、二、六、四

テモト二、四、五、四、〇、卅五

テモト八、〇、七

テモト一〇、三、七、卅三、〇、七、卅

テモト一〇、五、卅三、二、六、四

テモト二、四、五、四、〇、卅五

テモト八、〇、七

テモト一〇、三、七、卅三、〇、七、卅

テモト一〇、五、卅三、二、六、四

テモト二、四、五、四、〇、卅五

テモト八、〇、七

テモト一〇、三、七、卅三、〇、七、卅

テモト一〇、五、卅三、二、六、四

テモト二、四、五、四、〇、卅五

テモト八、〇、七

テモト一〇、三、七、卅三、〇、七、卅

テモト一〇、五、卅三、二、六、四

テモト二、四、五、四、〇、卅五

テモト八、〇、七

テモト一〇、三、七、卅三、〇、七、卅

テモト一〇、五、卅三、二、六、四

テモト二、四、五、四、〇、卅五

テモト八、〇、七

テモト一〇、三、七、卅三、〇、七、卅

の謀どる行ふとて人より出れば必ず亡べし、神より出を爾曹かれらに、

らを亡すこと能はず、爾曹に逆らふ者とならん、彼等これに從ひ使徒等を召て、
 轍ちイエスの名に由て語ることを爲なかれ、命じて之を釋せり、
 使徒等ハイエスの名の爲に辱を受るに足者とせられし事を喜びて、
 議員の前去去、日々に服および人の家に於て教をなし、イエスキリストの福音を傳て止ざりき、

當時弟子たちの數おほく加り、ギリシヤ方言のユダヤ人の聲が、
 日々弛濟に遺漏されしを以て、ヘル方言のユダヤ人にむかひ怨言し、
 事に任るの意に適ず、是故に兄弟、爾曹の中より、聖靈と智慧の満たる
 善證ある者七人を撰べし、我儕これを立て、此事を司らせん、而して我儕ハ
 常に祈と道傳ることを務べし、此言すべての人の心に合けれ、
 聖靈の満たる、スラバノ及ビリゴニコロニカノルチモンバルマナ

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

二

テモト一〇、四、一三、〇、三、卅

テモト一〇、五、卅三、二、六、四

テモト二、四、五、四、〇、卅五

テモト八、〇、七

テモト一〇、三、七、卅三、〇、七、卅

テモト一〇、五、卅三、二、六、四

テモト二、四、五、四、〇、卅五

テモト八、〇、七

テモト一〇、三、七、卅三、〇、七、卅

テモト一〇、五、卅三、二、六、四

テモト二、四、五、四、〇、卅五

テモト八、〇、七

テモト一〇、三、七、卅三、〇、七、卅

テモト一〇、五、卅三、二、六、四

テモト二、四、五、四、〇、卅五

又ユダヤ教に入シテ、アソウのニコラを撰び、この人々を使徒等の前に

立しむ使徒たち、初て其上に手を按り、○七神の道いよ、傳播て弟子等の
 數エルサレムに甚しく増り、祭司も多くの信仰の道に從へり、○ハスラバノ恩
 と能力に滿て奇なる跡と大なる休徴を民の中に行へり、九時にリベルラン
 と稱る會堂及びクレチア、アソウ、アソウ、アソウ、アソウ、アソウ、アソウ、
 堂より人々起て、スラバノと言争ふ、○彼等スラバノの智慧と之に由て言と
 之の靈に敵すること能はず、一途に人をして誣告しめけるハ、我儕かれが言
 を聞しに、モ一セと神を謗したる、○民と長老學者たちの心を動させ
 突然きたりて、彼を執へ、集議所に退來り、妄の證人を立て、曰せけるハ、此ハ
 ハ聖所と律法を謗し、語て止す、蓋かれ語て、此ハサレのイエスの此所
 を毀ち、且モ一セの我儕に授し所の例を易べし、と曰るを、我儕開たれば、
 是に於て集議所に坐せる者、皆目を注ぎて、彼を見しに、其面天使の面の如也、
 〓さて祭司の長いひけるハ、此事かくの如なる乎、ニ、スラバノ曰けるハ、

Ref

三	ソボタミヤに在しども、聖光の神あらはれて、彼に曰たまひけるハ、爾の國を出なんぢの親族を離て我なんぢに示さん所の地に至れ、斯てアブラハムカ、ルダヤ人の地を出てカラツに住り、其父の死し、神ハ彼を彼處より今なんぢらが住どころの此地に移し給へり、此地に於て、其足を踏立る處、今なんぢらも賜す、且かれハ未だ子あらずし、此地を産業として、彼と其子孫に賜んと約束し給へり、神如此いひ給へり、彼の裔ハ他の國に旅らん、他の國の人々、これを奴隷と爲て、四百年の間、不やまさん、神また云かれらを奴隷とす、爾國民を我轡べし厥後、かれら其國を出て、この處に於て我に事ん、とハ、また彼に聖禮の契約を予へ給へり、斯てアブラハム、イサクをうみ、第八日に割禮を之に行ふ、イサクヤコブを生ヤコブ十二の始祖を生、九始祖たちヨセフを始、之れをエジプトに賣り、然る神ハ彼と偕に在て、諸の患難の中より之を救出し、エジプト王バロの前に於て、恩寵と智慧とを賜て、エジプト及
四	三
五	四
六	三
七	二
八	一
九	〇
十	九
十一	八
十二	七
十三	六
十四	五
十五	四
十六	三
十七	二
十八	一
十九	〇
二十	九
二十一	八
二十二	七
二十三	六
二十四	五
二十五	四
二十六	三
二十七	二
二十八	一
二十九	〇
三十	九
三十一	八
三十二	七
三十三	六
三十四	五
三十五	四
三十六	三
三十七	二
三十八	一
三十九	〇
四十	九
四十一	八
四十二	七
四十三	六
四十四	五
四十五	四
四十六	三
四十七	二
四十八	一
四十九	〇
五十	九

衆兄弟および父等よ、聽我らの先祖アブラハム未だカラツに住ざる前、ソボタミヤに在しども、聖光の神あらはれて、彼に曰たまひけるハ、爾の國を出なんぢの親族を離て我なんぢに示さん所の地に至れ、斯てアブラハムカ、ルダヤ人の地を出てカラツに住り、其父の死し、神ハ彼を彼處より今なんぢらが住どころの此地に移し給へり、此地に於て、其足を踏立る處、今なんぢらも賜す、且かれハ未だ子あらずし、此地を産業として、彼と其子孫に賜んと約束し給へり、神如此いひ給へり、彼の裔ハ他の國に旅らん、他の國の人々、これを奴隷と爲て、四百年の間、不やまさん、神また云かれらを奴隷とす、爾國民を我轡べし厥後、かれら其國を出て、この處に於て我に事ん、とハ、また彼に聖禮の契約を予へ給へり、斯てアブラハム、イサクをうみ、第八日に割禮を之に行ふ、イサクヤコブを生ヤコブ十二の始祖を生、九始祖たちヨセフを始、之れをエジプトに賣り、然る神ハ彼と偕に在て、諸の患難の中より之を救出し、エジプト王バロの前に於て、恩寵と智慧とを賜て、エジプト及

十一	七
十二	六
十三	五
十四	四
十五	三
十六	二
十七	一
十八	〇
十九	九
二十	八
二十一	七
二十二	六
二十三	五
二十四	四
二十五	三
二十六	二
二十七	一
二十八	〇
二十九	九
三十	八
三十一	七
三十二	六
三十三	五
三十四	四
三十五	三
三十六	二
三十七	一
三十八	〇
三十九	九
四十	八
四十一	七
四十二	六
四十三	五
四十四	四
四十五	三
四十六	二
四十七	一
四十八	〇
四十九	九
五十	八

バロの全家を率らせ給ふ、茲にエジプトカナンの邊の地に饑饉と大なる難あり、我儕の先祖たちも食物を得ざり、き、然るにヤコブエジプトに穀物ある事を聞て先われらの先祖たちを遣す、再び遣し、時ヨセフに兄弟に識れ、且ヨセフの親族バロに明になれり、ヨセフ人を遣して、其父のおよび凡の家族七十五人を召來し、む、是に於てヤコブエジプトに下れり、彼も我儕の先祖たちも死たる後、十六スクムに送れ、アブラハムが金をもてスクムの父なるエソモルの子孫より買おきし墓に葬られたり、十七、神のアブラハムに示し給へる約束の期ちかづくに、從ひて民蕃衍り、エジプトに多なれり、十六、ヨセフの事を、知ざる他の王起るに至りて、十九、かれわし、謀計をもて我儕の親族を待ひ、我儕の先祖たちを困苦し、其嬰孩の活殘ざるやう之を棄せんとせり、二十、其時、モ一セ生て、甚美しく、三ヶ月のわひだ、父の家に育られ、三、棄られし後、バロの女これ拾あげ、己の子として育たり、三、モ一セ、盡く、エジプト人の學術を教られ、言と行とに才能あり、三、四十歳に及て、其兄弟なる

イスラエルの子孫を願ふの心起れり。一人の冤抑らるゝ者を見て之を保護エジプト人を撃て其仇を報たり。モ一セの我手をもて神の彼等を救へどし給ふ事を其兄弟憎ならんと意しかば彼等ハ悟ざりき。三次日かれら相闘ふと有ければ之に現れて和げ曰けるハ人々よ爾曹兄弟なるに何故相害ふや。其友を害ふ者かれを拒却て曰けるハ誰か爾を立て我儕の有司また刑官と爲しや。三人んち昨日エジプト人を殺しく如きた我をも殺さん。是爲か。モ一セ此言により逃てミデヤンの地に旅人となり彼處に於て二人の子を生り。手既に四十年を過し時シナイ山の野に於て主の使者標の中の火烙の間にてモ一セに現る。モ一セ之を見て奇み譎視んとして近れるとき主の聲わり云く。我ハ爾の列祖の神すなはちアブラハムの神イサクの神ヤコブの神なり。モ一セ畏怖き取て譎視ざりき。主また彼に目給ひけるハ爾の足の履を解かんとしが立る處ハ聖地なり。我すでにエジプトに在わが民の苦難を見か。其嘆息を聞てこれを救んが爲に降り來れ我をなむを

二四
二五
二六
二七
二八
二九
三〇
三一
三二
三三
三四
三五
三六
三七
三八
三九
四〇
四一
四二
四三
四四
四五
四六
四七
四八
四九
五〇
五一
五二
五三
五四
五五
五六
五七
五八
五九
六〇
六一
六二
六三
六四
六五
六六
六七
六八
六九
七〇
七一
七二
七三
七四
七五
七六
七七
七八
七九
八〇
八一
八二
八三
八四
八五
八六
八七
八八
八九
九〇
九一
九二
九三
九四
九五
九六
九七
九八
九九
一〇〇

エジプトへ遣さん。是夫彼らが拒て誰か爾を立て有司また刑官と爲し乎。と云し此モ一セを刑ハ棘中に現れし使者の手に托て有司また救者として遣し給へり。其この人エジプトおよび紅海また四十年の間野に於て奇跡と體徴を行ひて彼等を導き出せり。イスラエルの子孫に語て神ハ爾曹の兄弟の中より我でとき一人の預言者を爾曹の爲に起し給ふ可と言し。即ち此モ一セなり。彼ハ野の會に在シナイ山にて己に語れる所の天使また我儕の先祖等と偕に在て我儕に授んがため生る道を授し者なり。此人に我儕の先祖たちハ順ふことを欲す。反て之を御け其心すでにエジプトに返り。アロンに曰けるハ我儕を我儕の爲に造れ。蓋われらをエジプトの地より導き出しく。彼モ一セハ如何なりしか。知ざれば也。厥時かれら憤を造るの像に犠牲を獻げ己の手の所作を喜べり。是に於て神ハ彼等を願みす。して其天の軍勢を祭るに任せ給へり。即ち預言者の書にイスラエルの族よ爾曹ハ四十年のわひだ野に於て犠牲と祭物を我に獻し。今聖史

一
二
三
四
五
六
七
八
九
一〇
一一
一二
一三
一四
一五
一六
一七
一八
一九
二〇
二一
二二
二三
二四
二五
二六
二七
二八
二九
三〇
三一
三二
三三
三四
三五
三六
三七
三八
三九
四〇
四一
四二
四三
四四
四五
四六
四七
四八
四九
五〇
五一
五二
五三
五四
五五
五六
五七
五八
五九
六〇
六一
六二
六三
六四
六五
六六
六七
六八
六九
七〇
七一
七二
七三
七四
七五
七六
七七
七八
七九
八〇
八一
八二
八三
八四
八五
八六
八七
八八
八九
九〇
九一
九二
九三
九四
九五
九六
九七
九八
九九
一〇〇

Notes

1 權六五廿一〇
 2 權五〇十及可十
 3 權一三〇六
 4 權一三〇四二
 5 權二〇七八

四 ひとり男女を曳出して之を獄に付せり。是に於て散されたる者も、徧く往て福音を宣傳たり。五 ビリボハサマの邑に下てキリストの事を彼等に示す。六 多の人々、シリボハの行へる奇なる跡を見聞して、心を同うし、謹て其語れる言を聴り、七 汚たる鬼大に喊叫て、其憑る所の多の人より出また。癡および跛者の人も多く愈されたれば、八 之に因て此邑は大なる喜あり。九 笑にシモンと云る素魔術を行ひ、自らを大なる者として、サマリアの民を駭かし、十 者あり、小より大に至るまで、皆謹て彼に聽この人の神の大なる能なりと曰り、十一 彼等の謹て之に聽るハ久く其魔術に駭かされたるが故なり、十二 然も彼等神の國およびイエスキリストの名につきて福音を宣る。シリボを信せしか、バ男女ども、バプタスマを受、十三 シモンも亦信じて、バプタスマをうけ、常にシリボと偕に在て、彼が行ふ所、奇なる跡と休徴を見、十四 スマをうけ、常にシリボと偕に在て、彼が行ふ所、奇なる跡と休徴を見、十五 けり、十四 エルサレムに在る使徒等、サマリアに神は道を受たりと聞て、ペラコ、ビヨハ子を彼處に遣す、十五 この二人の者く、だりて、彼等が聖靈を受ん爲に

1 權十〇四十八
 2 權十〇四二
 3 權十九〇六、權一〇六
 4 權十〇六、權一〇六
 5 權十〇七、十七、(十七)〇
 6 權十〇九、十一、權三〇十

十六 祈れり、十六 蓋かれ、唯主イエスの名に入られ、バプタスマを受し、耳にて未だ其一人にも聖靈下さりしに、因てこの時二人の者、手を彼等の上に按けれ、バ彼等聖靈を受たり、十六 使徒たちの手を按るに、因て聖靈をすられしを見、て、シモン金を携來り、彼等に曰ける、ハ、我手を按て、この者も、凡て聖靈を受ん爲に、此權を我にも、すよ、十七 ペテロ彼に曰ける、ハ、爾の金の、ハ、爾と偕に、亡く、爾ハ神の賜を金にて得んと、意り、十八 爾この事に於て、分なく、又與なし、蓋爾の心、神の前に正からず、十九 故に、爾この惡を悔改め、て、神に祈れ、爾の心の念、或ハ、赦れん、二十 我爾が膽の苦に、をり、不義の弊に在を見れ、バ、也、二十 三、シモン答て曰ける、ハ、爾曹が語れると、ころ、一も我に及ぎ、や、う、我爲に、主に、祈れ、三、五、かれら、主の道を證し、且、これ、を、語し、後、エルサレムへ、返往、と、き、サマリア人の、諸邑に、福音を傳たり、二十 三、主の使者、シリボに、語て、曰ける、ハ、起て、南の方に、向ひ、エルサレムより、ガザに、下る所の、路に、往ら、う、の、路の、野なり、三、も、かれ、起て、往り、エトラピア人、す、な、ひ、ち、エトラピア人の、女王、カンダケの、大臣、なる、寺人、にて、凡て、其、女、王

六	の財寶を司る者禮拜の爲エルサレムに來し、その返なるが車の中に坐し、預言者イザヤの書を讀をれり。ニ、靈ピリポに曰ける、往て此車に就き、ピリ	ヲ 卷十、九
三	ろの事を聽るや、三、彼いひける、人若われを啓く者なく、バ如何で曉るとを得	キ 卷十、十
三	んや、遂に請て、ピリポを己と前に坐せしむ。三、其讀をりし聖書の文、ハ左の如	キ 卷十、十一
三	し、彼、羊の屠場に牽るゝ如く、牽れ、又羔の其毛を剪者の前にて聲を出さぬ	キ 卷十、十二
三	が如く、其口を開き、三、かれ卑賤に居し、とき義、刑を奪れたり、誰か能うの世	キ 卷十、十三
三	の状を述得んや、蓋かれの生命、地より滅れたれ、バ也、言、番人、ピリポに對ひ	キ 卷十、十四
三	ける、人請われに、示せ、預言者、ハ誰を指て之を誦しや、自己を指しか、他人を指	キ 卷十、十五
三	しか、三、ピリポをひらき、此錄されたる所に、基きて、イエスの福音を、彼に宣	キ 卷十、十六
三	傳ふ、三、斯て二人の考路を、ゆるぎ、求あむる所に、至けれ、バ、番人、いひける、人、水を見	キ 卷十、十七
三	よ、我、バ、テ、ラス、マ、を、受、ん、ど、す、何、の、癡、か、有、や、ニ、三、ピリポ、曰、ける、人、爾、も、し、全、心、を	キ 卷十、十八
六	もて、信、せ、バ、可、ら、ん、彼、こ、た、へ、て、曰、ける、人、我、ハ、イ、エ、ス、キ、リ、ス、ト、ハ、神、の、子、な、り、と	キ 卷十、十九
六	ヲ 卷十一、一	
六	ヲ 卷十一、二	
六	ヲ 卷十一、三	
六	ヲ 卷十一、四	
六	ヲ 卷十一、五	
六	ヲ 卷十一、六	
六	ヲ 卷十一、七	
六	ヲ 卷十一、八	
六	ヲ 卷十一、九	
六	ヲ 卷十一、十	
六	ヲ 卷十一、十一	
六	ヲ 卷十一、十二	
六	ヲ 卷十一、十三	
六	ヲ 卷十一、十四	
六	ヲ 卷十一、十五	
六	ヲ 卷十一、十六	
六	ヲ 卷十一、十七	
六	ヲ 卷十一、十八	
六	ヲ 卷十一、十九	
六	ヲ 卷十一、二十	
六	ヲ 卷十一、二十一	
六	ヲ 卷十一、二十二	
六	ヲ 卷十一、二十三	
六	ヲ 卷十一、二十四	
六	ヲ 卷十一、二十五	
六	ヲ 卷十一、二十六	
六	ヲ 卷十一、二十七	
六	ヲ 卷十一、二十八	
六	ヲ 卷十一、二十九	
六	ヲ 卷十一、三十	
六	ヲ 卷十一、三十一	
六	ヲ 卷十一、三十二	
六	ヲ 卷十一、三十三	
六	ヲ 卷十一、三十四	
六	ヲ 卷十一、三十五	
六	ヲ 卷十一、三十六	
六	ヲ 卷十一、三十七	
六	ヲ 卷十一、三十八	
六	ヲ 卷十一、三十九	
六	ヲ 卷十一、四十	
六	ヲ 卷十一、四十一	
六	ヲ 卷十一、四十二	
六	ヲ 卷十一、四十三	
六	ヲ 卷十一、四十四	
六	ヲ 卷十一、四十五	
六	ヲ 卷十一、四十六	
六	ヲ 卷十一、四十七	
六	ヲ 卷十一、四十八	
六	ヲ 卷十一、四十九	
六	ヲ 卷十一、五十	

三	信ず、三、遂に、命じて、車を、止し、め、ピリポ、と、番人の二人、水、を、下り、ピリポ、バ、テ、	ミ 卷十二、一
三	ス、マ、を、彼、に、施、せ、り、と、云、れ、ら、水、よ、り、上、れる、と、き、主、の、靈、ピリポ、を、引、去、る、番、人	ミ 卷十二、二
三	また、彼、を、見、ん、と、得、づ、り、き、番、人、喜、び、て、其、路、を、往、り、四、倍、ア、シ、ド、バ、テ、テ、ビ、リ	ミ 卷十二、三
三	ホ、に、遇、る、者、わ、り、彼、す、べ、て、の、邑、郷、を、經、て、福、音、を、宣、傳、へ、カ、イ、ザ、リ、ヤ、に、至、れ、り	ミ 卷十二、四
二	ニ、ガ、マ、ス、コ、の、諸、會、堂、を、寄、る、書、を、求、む、彼、ハ、此、道、を、從、へ、る、者、を、見、バ、男、女、に、か	ミ 卷十二、五
三	ハ、ば、ら、ず、捕、て、之、を、ユ、ル、サ、レ、ム、に、曳、ん、ど、意、り、三、彼、ゆ、ぎ、て、ガ、マ、ス、コ、に、近、け、る	ミ 卷十二、六
四	と、き、怒、ち、天、よ、り、光、あ、り、て、彼、を、環、照、せ、り、四、か、れ、地、に、仆、る、其、時、サ、ウ、ロ、サ、ウ、ロ	ミ 卷十二、七
五	向、ゆ、我、を、窘、迫、や、と、い、ふ、聲、を、聞、り、五、サ、ウ、ロ、曰、ける、人、主、よ、爾、ハ、誰、を、主、い、ひ	ミ 卷十二、八
六	給、け、る、人、我、な、ん、ぢ、が、窘、迫、ど、ころ、の、イ、エ、ス、な、り、爾、刑、あ、る、鞭、を、踏、ハ、難、し、カ	ミ 卷十二、九
七	れ、戰、き、駭、き、て、曰、ける、人、主、よ、我、に、何、を、行、し、め、ん、と、爲、給、ふ、や、主、か、れ、に、曰、ける	ミ 卷十二、十
七	ハ、起、て、邑、に、入、ら、バ、爾、行、バ、ミ、事、を、示、さ、る、べ、し、七、彼、は、信、ち、往、る、人、々、言、ふ、と	ミ 卷十二、十一
八	能、す、し、て、立、止、り、其、聲、を、開、き、誰、も、見、づ、り、タ、ハ、サ、ウ、ロ、地、よ、り、起、て、眼、を、啓	ミ 卷十二、十二

九 たるに何も見ざりければ伴へる人等々の手を援てダマスコに入ぬかれ
 十日の間み之亦又飲食をも爲ざりき、斯てダマスコにアナニアと云る一
 人の弟子わら主幻の如彼に曰給ひけるハアナニアよ答けるハ主われ此に
 在り主いひ給ひけるハ起て直と云る街に往ユダの家に至てタルツの人サ
 ヲロといふ者を尋よ彼ハ祈て居り且アナニアといふ人きたりて見よとを
 得させんがため手を其上に披しと幻に見たれば也、アナニア答けるハ主
 よ我この人につきて多の人の語るを開しに彼がエルサレムにて爾の聖徒
 を苦しめて如何ばかり乎、且この處にても彼は凡て爾の名を讀者を捕
 んどて祭司の長より受たる權威を有り主いひ給ひけるハ往よ彼の異邦
 人および王とイスラエルの子孫の前に我名を擲しめん爲に我選し器なり
 主彼の我名の爲に如何ばかりの苦難を受るか我これを彼に示さん、是に
 於てアナニア往て其家にいり手を彼のの上に披て曰けるハ兄弟サクロよ爾
 の來れる路わて現れし所の主イエス爾が再び見よとを得かの聖靈に滿さ

イ 卷三〇三

ロ 卷一〇九至一〇三

ハ 卷六〇三

ニ 卷一〇二

カ 卷一〇三

ク 卷一〇九、一〇八、一〇七、一〇六、一〇五、一〇四、一〇三、一〇二、一〇一、一〇〇、九十九、九十八、九十七

六八 せん爲に我を遣せり、大怒り彼の眼より鱗の如もの服て再び見よとを得ず
 八九 乃ち起てパラスマを受て彼すでに食して強健たり、斯てサクロハ數日
 九十 の間ダマスコに在る弟子等と交り、直に會堂に於てイエスの事を宣て即
 九一 ち此ハ神の子なりと云言、開者みな駭異て曰けるハ此人ハエルサレムに於
 九二 て此名を讀者を殘害し且こゝに來しもの之を捕て祭司の長に與んとするに
 九三 非亦、然怒りサクロハ益堅固して此イエスのキリストなりと證をなし
 九四 ダマスコに在る所のユダヤ人を辯折たり、三既、多の目を歴て後ユダヤ人
 九五 サクロを殺さんと謀しが、三の計謀つひハサクロに知る彼等ハ夜も晝も
 九六 邑の門を守て之を殺さんとせしに、三夜弟子たちも篋をもてサクロを石擲よ
 九七 り、繼下せり、三サクロハエルサレムに至て弟子たちにも列らんと爲たりしに
 九八 皆かれが弟子たることを信ぜずして之を懼る、三モバルナバを援て使徒た
 九九 ちの所に至り其途中にて主を見しこと又主の彼に語り給ひしこと及ダマ
 一〇〇 スコに在て懼らざり、エスの名に由て語して之を告たり、三彼エルサレムに

ア 卷六〇四

ロ 卷一〇六

リ 卷一〇八

ル 卷一〇九、一〇八、一〇七、一〇六、一〇五、一〇四、一〇三、一〇二、一〇一、一〇〇、九十九、九十八、九十七

三 卷一〇九、一〇八、一〇七、一〇六、一〇五、一〇四、一〇三、一〇二、一〇一、一〇〇、九十九、九十八、九十七

イ 卷一〇七、一〇六、一〇五、一〇四、一〇三、一〇二、一〇一、一〇〇、九十九、九十八、九十七

ノ 標 二 世 交

ツ 約 十 五 章 六

子 徒 八 〇 四

ナ 徒 三 〇 六 十 六 四 十

ナ 水 九 〇 六 代 上 五 〇 六 六

ウ 徒 十 一 章 一

非 徒 三 〇 八

元

手

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

在テ弟子たちと僧に往來し三主イエスの名に由テ憚らず語かつギリシヤ

方言のユダヤ人と辯論へり彼等サウロを殺さんと思ふ然る兄弟たち之

を曉り彼をカイザリヤまで送テタルツに往しめたり三是に於テユダヤガ

リラヤ及サマリア中の教會に平安に且成立て主を畏れ事を行ひ聖靈の

勸に因テ其數いや増れり三諸ベテラ口遍く諸方の地を經テルツガに住る

聖徒の所に至り三その處にて一人の癩癩を患ひ八年の間床に臥るアサ

アと名る者に遇言ベテラ口彼に曰けるハアサアサよイエスキリスト爾を愈

す起テ爾みづから床を治よ彼たよちに起三ルツガ及サコンに住る凡の

人之を見テ主に歸せり三ヨツバに女の弟子ありタビタと名く譯バドル

カス彼ハ多の善事と施濟を行へる者なりしがまろのころ病て死たるによ

り其屍を洗テ樓に置り三ヨツバハルツガに近き故に弟子たちベテラ口の

彼處に在てをさき二人の者を遣して我儕に來てを運する勿れと請し

む三ベテラ口起テ彼等と僧に往既に至けれバ八々かれを引テ樓に登る凡

の寡婦たちベテラ口の側に立て哭泣つゝドルカスが僧に在しとき常に作れ

る所の上表下衣を彼に示す早ベテラ口彼等を悉く外に出し跪きて祈り又屍

に向テタビタ起よと曰けれバかの婦眼を啓きベテラ口を見おきて坐しぬ

ベテラ口手を伸テ之を起し聖徒および寡婦等を召テ此活たるタビタを其前

に立しめたり三此事ヨツバ中に云れ多の人々主を信す三斯テベテラ口久

ヨツバに留りテ皮工シモンの家に居り

隊と稱る組の百夫の長にテコルネラと云

る人あり三彼の信心の深き者にて其擧の家族と僧に神を敬ひ民も多の施

濟をなし恒に神に祈禱せり三晝の三時でろ幻の如く神の使者の來りてコ

ルネラと曰るを明かに見かれ目を注テこれを見て懼曰けるハ主よ何

事なるや天使かれに曰けるハ爾の祈禱なるの施濟すでお上テ神の前

記置れたり三い主人をヨツバへ遣しベテラ口と云シモンを召カ彼ハ皮工シ

モソの所を寓れり其家の海濱に在テコルネラと云シモンを譯れる天使さりと後カ

ノ 本 九 〇 五 章

本 卷 二 〇 四 章

ノ 卷 二 〇 四 章 五

ヤ 卷 二 〇 三 章

ノ 卷 八 〇 四

七

六

五

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

の寡婦たちベテラ口の側に立て哭泣つゝドルカスが僧に在しとき常に作れ

る所の上表下衣を彼に示す早ベテラ口彼等を悉く外に出し跪きて祈り又屍

に向テタビタ起よと曰けれバかの婦眼を啓きベテラ口を見おきて坐しぬ

ベテラ口手を伸テ之を起し聖徒および寡婦等を召テ此活たるタビタを其前

に立しめたり三此事ヨツバ中に云れ多の人々主を信す三斯テベテラ口久

ヨツバに留りテ皮工シモンの家に居り

隊と稱る組の百夫の長にテコルネラと云

る人あり三彼の信心の深き者にて其擧の家族と僧に神を敬ひ民も多の施

濟をなし恒に神に祈禱せり三晝の三時でろ幻の如く神の使者の來りてコ

ルネラと曰るを明かに見かれ目を注テこれを見て懼曰けるハ主よ何

事なるや天使かれに曰けるハ爾の祈禱なるの施濟すでお上テ神の前

記置れたり三い主人をヨツバへ遣しベテラ口と云シモンを召カ彼ハ皮工シ

モソの所を寓れり其家の海濱に在テコルネラと云シモンを譯れる天使さりと後カ

コ 利中〇五章六節十四
三七節四〇十四
三〇八節四〇三至五
エ 羅十〇十四二十廿七
三九節四〇四
フ 羅十〇十二

八 其僕二人恒に己に事する信心の深き兵卒を召し、此事を詳く告てヨツバへ遣ひす。九 彼等ゆきて次日その邑に返ける時ペテロ祈禱のため屋上に升れり。十 時約十二時なりし、甚く餓て食せんと欲しが人の食物を具る間に彼氣を喪へる心地して、十一 天ひらけ器物は降れるを見る大なる布の如く四角を繫て地を縦下されたり。十二 其中に凡て地の四足の獸鳥蟲および空の鳥あり。十三 かつ聲ありて彼に曰けるハペテロよ起て之を殺し食せよ。十四 ペテロ答けるハ主よ可らじ我いまだ穢たる物と潔からざる物を食せしことなし。十五 聲ふたゞび有て彼に曰けるハ神の潔たる物を爾潔からずと爲なかれ。十六 此の如くと三たびも其器物天に上られたり。十七 斯てペテロ其見し所の異象ハ如何なる意あらんと疑ひ在し時コルネリヲより遣されたる人等す。十八 遂にシモンの家を訪て門の前に立上り呼てペテロと稱シモンハ此に寓れるや否と問テコルネリヲ猶ウの異象の事を思をりしに靈かれに曰けるは視よ三人の者なんちを尋ぬ。十九 起て下り疑はずして彼等と偕にゆけ我これ

ア 利十〇四十五、四十九
コ 七、
歩 十〇三、四、九、加
キ 十〇九、三〇六

二 三 爾曹如何なる故ありて來るや。三 彼等いひけるハ百夫の長なるコルネリヲと云る義か。四 神を敬ひ凡のユダヤ人の中に尊ばるる者なんちを其家に召て爾の言を聽と聖使に示されたり。五 是に於てペテロ彼等を召入て館しめ次日ペテロ彼等と偕に出立けるがヨツバの兄弟たちも亦かれに伴へり。六 次日かれらカイザリヤに入るコルネリハ既に其親族および親友等を召集て之を待居たり。七 三、五、ペテロの入來れる時コルネリ彼を迎へ其足下に伏て拜り。八 三、五、ペテロ之を扶起し曰けるハ起よ我も人なり。九 斯て偕に語つる内に入て多の人の集れるを見。十 三、五、彼等に曰けるハユダヤ人の異邦人と交り又近く事の律に合ざるハ爾曹の知どころ也。十一 されば何の人も穢たる者あるハハ深からざる者といふ勿と我に示し給へり。十二 是故に我請らるるや直に猶豫せずして來る我なんちらに問われを請し。十三 何の爲なる乎。十四 三、五、コルネリ曰けるハ四日前に我斷食して此時刻に至れり。十五 三時ぐる家に在て祈

五 徒四〇七
 三 徒四〇九
 四 徒四〇七
 五 徒四〇七
 六 徒四〇七
 七 徒四〇七
 八 徒四〇七
 九 徒四〇七
 十 徒四〇七
 十一 徒四〇七
 十二 徒四〇七
 十三 徒四〇七
 十四 徒四〇七
 十五 徒四〇七
 十六 徒四〇七
 十七 徒四〇七
 十八 徒四〇七
 十九 徒四〇七
 二十 徒四〇七
 二十一 徒四〇七
 二十二 徒四〇七
 二十三 徒四〇七
 二十四 徒四〇七
 二十五 徒四〇七
 二十六 徒四〇七
 二十七 徒四〇七
 二十八 徒四〇七
 二十九 徒四〇七
 三十 徒四〇七
 三十一 徒四〇七
 三十二 徒四〇七
 三十三 徒四〇七
 三十四 徒四〇七
 三十五 徒四〇七
 三十六 徒四〇七
 三十七 徒四〇七
 三十八 徒四〇七
 三十九 徒四〇七
 四十 徒四〇七

三三 禱をりしに睡ける衣を着たる者わが前に立三三曰けるハコルチリヤハ爾の
 三三 祈禱ハ聞かれ爾の施濟ハ神の前に記置れたり三三然ハ人をヨツバハ遣しペテ
 三三 口と稱シモンを召かれハ海邊にある皮工シモンハ家に寓れり彼きたりて
 三三 爾に語るべしと三三是故に我たまちに人を爾に遣せり爾の來れるハ善われ
 三三 ら神の爾に命じ給へる一切の言を聽んとして今神の前に在なり○言ペテラ
 三五 口を啓て曰けるハ我まこととに神ハ偏らざる者にして三三何の國民にても神
 三六 敬ハ義を行ふ者ハ其聖旨に適と云こととを悟る三三の道ハ即ち神のイ
 三六 スキリストに由て平和を宣ハスラエルの子孫に子たむし所なり此イエ
 三七 スハ萬物の主たる也三三夫ヨハ子の宣シバテスマの後ガリラヤより始り
 三六 ヌグヤ中に有し事ハ爾曹が知とて三三六即ち此ナザレより出たるイエスハ
 神より聖靈と才能を以て膏を沃がれ周遊て善事を行ハ凡て惡魔に憑た
 なる者を愈せり蓋神彼と僭なりしに因三三我儕ハ彼がユグヤ人の地およビエ
 三六 ルサレムに於て行ハし凡の事を證する者なりユグヤ人の木に懸て

二 徒三〇卅一
 三 徒四〇七
 四 徒四〇七
 五 徒四〇七
 六 徒四〇七
 七 徒四〇七
 八 徒四〇七
 九 徒四〇七
 十 徒四〇七
 十一 徒四〇七
 十二 徒四〇七
 十三 徒四〇七
 十四 徒四〇七
 十五 徒四〇七
 十六 徒四〇七
 十七 徒四〇七
 十八 徒四〇七
 十九 徒四〇七
 二十 徒四〇七
 二十一 徒四〇七
 二十二 徒四〇七
 二十三 徒四〇七
 二十四 徒四〇七
 二十五 徒四〇七
 二十六 徒四〇七
 二十七 徒四〇七
 二十八 徒四〇七
 二十九 徒四〇七
 三十 徒四〇七
 三十一 徒四〇七
 三十二 徒四〇七
 三十三 徒四〇七
 三十四 徒四〇七
 三十五 徒四〇七
 三十六 徒四〇七
 三十七 徒四〇七
 三十八 徒四〇七
 三十九 徒四〇七
 四十 徒四〇七

四四 殺せり四十神ハ第三日に之を甦らせ衆の民にハ顯さて三三惟の預め選たむ
 四三 へる證人すなはち彼が甦りし後之れと同に飲食せし我儕にのみ顯し給へ
 四三 も三三かつ彼の其生者と死者の審判人に神より定られし事を我儕に證して
 四三 民に宣よと命じたり三三凡の預言者も凡ろ彼を信する者ハ其名に由て罪の
 四四 赦を受けしと彼につきて證せり四十ペテラこの言を語れる間に道を聽て
 四五 ろの凡の者に聖靈降り四十ペテラと僭に來りし割禮ある信者等ハ聖靈の
 四六 賜の異邦人にまで注げる事を駭きぬ四十ハ異なる邦々の方言にて彼等が
 四七 語れると神を讀るとを聞かれバ也此時ペテラ答けるハ我儕の如く既に
 四七 聖靈を受けたる此人々に孰か水を禁じてバテスマを受ざらしむる者わら
 四七 九乎異遂に主の名に由てバテスマを受べき事を彼等に命ず是に於て彼
 四七 等ペテラに數日留らんことを請へり
 三三 使徒等およビユグヤ中に在とてこの兄弟すてに異邦人も神の道
 三三 を受たりと聞ニペテラヨエルサレムに上しと割禮ある者ども彼と爭ハ

レ 徒十〇三廿八四十六

ノ 徒十〇五四十六

ノ 徒十〇三三十四五

四 曰けるハ爾ハ割禮なき人の家に入て彼等と同一に食せり。ペテロウの有し
 五 始より次第に語て彼等に顯し曰けるハ我ヨツバの邑に在て祈れるとき
 六 氣を喪へる心地して天より四角を撃たる大なる布の如き霧の下るを見たり
 七 其器わが前に着りわれ目を注ぎて熟々之を視バ中に地の四足のもの
 八 野獸昆蟲および空の鳥あり。目われにペテロよ起て之を殺し食すべ
 九 しと曰る聲を聞き我いひけるハ主よ可らじ穢たる物と潔からざる物ハ
 十 未だ我口に入しことなし。聲また天より我に答て神の潔たる物を爾潔か
 十一 らずと爲さかれと曰。此の如きこと三度つひに各物ふたゞび天に引上ら
 十二 れたり。其時に當てカイザリヤより我に遣せる三人の者わが居てこの
 十三 家の前に立ち。また鹽われに疑はずして彼等と偕に往べしと曰。且この
 十四 六人の兄弟も我と伴ひ往て其人の家に入ぬ。され我儕につて天の使者の
 十五 我家に立われに向て人をヨツバへ遣し。ペテロと稱シモンを迎へ。其人な
 十六 ち及び爾の家族の救ひるべき言を告んと曰るを見たり。と。五。斯て我が

子 徒二〇四一四四

子 徒二〇五

子 徒二五〇九

ア 徒十〇四十七

ウ 徒十〇三三十九〇九

非 徒八〇一四

ノ 徒十〇三三十四五〇四

ノ 徒十〇三三十四五〇四

オ 徒二〇四十七四〇六

ウ 徒四〇六六十七

ニ 徒十〇三三十四五〇四

カ 徒六〇五

カ 徒五〇十四

十六 り始しと。聖靈はじめに我儕に降し。如く彼等にも降り。其時われ主の
 十七 曰た。虫へるヨハナハ水を以て。バプテスマを施され。れ。ども爾曹ハ聖靈に由て
 十八 パプテスマを受ん。どの言を意起せり。七。既に神ハ主イエスキリストを信ず
 十九 る所の我儕に賜し。如おなじ賜物を彼等に予た。せ。ハ。我い。か。で。神に。逆。ふ。て
 二十 どもを得ん。や。ハ。彼等。この。事。を。聞。て。答。ふ。る。所。あ。く。惟。神。を。崇。い。ひ。け。る。ハ。實。に。然
 二十一 らん。異。邦。人。の。生。を。得。ん。爲。に。彼。等。にも。悔。改。を。予。給。へ。る。事。ハ。格。外。ス。ラ。バ
 二十二 ン。に。就。て。起。し。苦。難。に。因。て。散。が。れ。た。る。人。々。旅。して。ピ。ニ。ク。ク。テ。及。ア。ン。テ。オ
 二十三 ク。に。至。し。が。惟。ユ。ダ。ヤ。人。に。のみ。道。を。語。る。ニ。彼。等。の。中。に。ク。ロ。ク。レ。テ。の。人。々
 二十四 あり。て。ア。ン。テ。オ。ク。テ。來。り。主。イ。エ。ス。の。福。音。を。宣。て。ギ。リ。シ。ヤ。人。にも。語。れ。り。三
 二十五 主の手之と。偕に。あり。多。の。人。信。じて。主。に。歸。せ。り。三。彼。等。に。就。て。其。開。之。エ。ル。カ
 二十六 ヲ。に。在。て。この。の。教會。の。耳。に。入。し。か。バ。遂。に。バル。ナ。バ。を。遣。して。ア。ン。テ。オ。ク
 二十七 ン。に。至。し。む。三。彼。等。す。で。に。至。り。神。の。恩。を。見。て。喜。び。彼。等。に。心。を。堅。し。主。に。屬。ん。と。せ
 二十八 ば。勤。た。り。三。蓋。か。れ。ハ。善。人。に。て。聖。靈。と。信。仰。の。滿。る。者。な。れ。バ。な。り。是。に。於。て。數

一 徒九〇世
 二 徒十三〇二五廿二節
 三 徒廿六〇八、廿四〇十
 四 徒廿〇二八、卅四〇十
 五 徒廿一〇十
 六 徒廿八〇三、廿四〇十
 七 徒廿八〇三、廿四〇十
 八 徒廿八〇三、廿四〇十
 九 徒廿八〇三、廿四〇十
 十 徒廿八〇三、廿四〇十
 十一 徒廿八〇三、廿四〇十
 十二 徒廿八〇三、廿四〇十
 十三 徒廿八〇三、廿四〇十
 十四 徒廿八〇三、廿四〇十
 十五 徒廿八〇三、廿四〇十

三六
 三五
 三四
 三三
 三二
 三一
 三十
 二十九
 二十八
 二十七
 二十六
 二十五
 二十四
 二十三
 二十二
 二十一
 二十
 十九
 十八
 十七
 十六
 十五
 十四
 十三
 十二
 十一
 十
 九
 八
 七
 六
 五
 四
 三
 二
 一

多の人主に加里ぬ、**諸バハナバハナ**を尋んため、**タルン**に起さ、**彼**に遇て之を**アンラオケ**に携來れり。斯て彼等一年の間、**ども**に教會に集りて、**衆の民**を教ふ。弟子たちの**キリスラアン**と稱られし、**アンラオケ**より始れり。三七
 このころ**數人の預言者**、**エルサレム**より**アンラオケ**に來る。三〇の中の**一人**、**アガバ**と名るもの、**起て**靈により示しける、**ハ編く**世界に大なる**饑饉**ありんば、其と**果して**クラクテ**カイザル**の時に起たり。三、是に於て**弟子**たらん、**各々**の力量に従ひて、**ユダヤ**に住る所の**兄弟**を濟ん爲に、**彼等**小物を籠んことを定め、**遂に**斯事を行ふ。即ち**バルナバ**と**クラク**の手を托して之を、**長老**に送れり。
 當時**ヘロデ**王教會の中の**數人**を困苦さんとして、**彼等**を執ふ。三、かつ刃をもて、**ヨハネ**の兄弟**ヤコブ**を殺せり。三、此事の**ユダヤ**人の意に適るを見、て**彼**また**ペテロ**をも執ふ。此時、**ハ除**、**聘**、**節**の日なりき。四、既に**彼**を執て、**綱**にこれ**逾**、**越**、**節**の、**れ**ち**民**の前に**曳**出さん、と欲ひ、**十六**人の兵卒に之を守し。

三、本十八〇九、卅六、六十六、
 四、卅五、
 五、徒十、三十一、
 六、徒十、
 七、徒五、
 八、徒十、
 九、徒十、
 十、徒十、
 十一、徒十、
 十二、徒十、
 十三、徒十、
 十四、徒十、

六五
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四

めたり。五、**ペテロ**ハ如此獄に守られ、**教會**ハ之が爲に懇切神に祈る。六、**ヘロデ**彼を曳出さんとする。前夜、**ペテロ**ハ二の錠に繋れて、二人の兵卒の間に睡り、守者ハ門の前に在て其獄を守れり。七、時に主の使者來り、**けれ**ハ**光**獄の中に照輝る。の使者、**ペテロ**の脇を拊て、之を醒し、速かに起よ。と曰し、に錠うの手より脱たり。八、使者かれに曰ける、**ハ**爾帶を、**え**、**め**履を、**納**よ。九、**ペテロ**の如せり。天を過て、**城**邑に入と、この**鐵門**に至し、に其門おのづから、**彼等**の爲に聲く、即ち出で、一の欄を徑行と、**き**、**其**使者忽ち、**彼**より離たり。十一、**ペテロ**悟て曰ける、ハ我ハ**忠**に知る、主の使者を遣して、**ヘロデ**の手および、**凡て**ユダヤ人の願望より、**我**を拯出し、**給**し、**事**を、**三**、**カ**れ、**悟**て、**後**ヨハネ名を、**マコ**と、**い**ふ、**人**の母なる**マリヤ**の家に、**至**し、に多の人、こゝに集りて、**祈**むたり。十三、**ペテロ**が門の戸を叩ける時、**ロイダ**と名る下婢きたりて、之を辨ひしが、**十四**、**ペテロ**の聲なるを、**知**り。

イ 創四十八〇六、本四〇
 廿六、八〇、
 日 徒十三〇九、三
 八 羅二〇一
 六 徒十三〇九、三
 九 徒十三〇九、三
 三三 王五〇、廿一、廿七
 三三 〇七

十五 ければ喜に堪ふ門をも啓すして趨入ベテロの門の前に立てて告す彼等ロイダに曰けるハ爾狂り然ても女力言て我言ハ違はずと曰かれら又いひけるハ蓋ベテロの使者なりナベテロな候門を叩て止ざりしかバ彼等門を啓きベテロを見つて駭けりナベテロ手を搖して彼等の聲を鎮しめ主の己を獄より引出し給し事の狀を告めたるコブア及び兄弟たちに示せといひ遂に出て他の處へ往りテ天明に及し時ベテロハ如何なりし乎と兵卒悉もの中にて其騷擾容易ならざりきナベテロを索れども見出さず遂に守卒を寤問て彼等に死罪を命ず斯てヘテロハユダヤよりカスザリヤに下て止れり○ナベテロツロとシドンの者に對て甚しく怒を懷ければ彼等心を合せて其所に來り内侍の臣ツラストに親睦をなし之に託て平和を求む蓋かれらの國ハ王の國に頼て糧食を獲バなりニヘテロの定たる日に於て王服を着るの位に坐し彼等に對て語れりニ民聲を揚いひけるハ此の神の聲なり人の聲に非ずニヘテロ樂を神に歸せざるにより主

ホ 徒四〇七、徒九〇、五、十
 一 西二〇六
 二 徒十三〇九、三
 三 徒十三〇九、三
 四 徒十三〇九、三
 五 徒十三〇九、三
 六 徒十三〇九、三
 七 徒十三〇九、三
 八 徒十三〇九、三
 九 徒十三〇九、三
 十 徒十三〇九、三
 十一 徒十三〇九、三
 十二 徒十三〇九、三
 十三 徒十三〇九、三
 十四 徒十三〇九、三
 十五 徒十三〇九、三
 十六 徒十三〇九、三
 十七 徒十三〇九、三
 十八 徒十三〇九、三
 十九 徒十三〇九、三
 二十 徒十三〇九、三
 二十一 徒十三〇九、三
 二十二 徒十三〇九、三
 二十三 徒十三〇九、三
 二十四 徒十三〇九、三
 二十五 徒十三〇九、三
 二十六 徒十三〇九、三
 二十七 徒十三〇九、三
 二十八 徒十三〇九、三
 二十九 徒十三〇九、三
 三十 徒十三〇九、三
 三十一 徒十三〇九、三
 三十二 徒十三〇九、三
 三十三 徒十三〇九、三
 三十四 徒十三〇九、三
 三十五 徒十三〇九、三
 三十六 徒十三〇九、三
 三十七 徒十三〇九、三
 三十八 徒十三〇九、三
 三十九 徒十三〇九、三
 四十 徒十三〇九、三
 四十一 徒十三〇九、三
 四十二 徒十三〇九、三
 四十三 徒十三〇九、三
 四十四 徒十三〇九、三
 四十五 徒十三〇九、三
 四十六 徒十三〇九、三
 四十七 徒十三〇九、三
 四十八 徒十三〇九、三
 四十九 徒十三〇九、三
 五十 徒十三〇九、三

の使者たちとちに彼を撃しかバ彼ハ蟲の爲に噬れて氣絶ゆニさて神の益廣りニ五バルナバ及びサウロハ其職を成畢りてニコと名るヨハ子を携ひてエルサレムより返れり

第二十三章 アンテオケの教會に數人の預言者及教師あり即ちバルナバ及ニゲルと稱るニシマラン又クレ子のルキヤ及び分封の王ヘテロの兄弟弟マナエソン及サウロなりニ彼ら主に事て斷食なせんととき聖靈曰けるハ我らためにバルナバとサウロを甄別ちて我かれらに命ぜし所の事を行ハしめよニ是に於て斷食し祈禱をなし手を二人の上に按て之を往しむ如斯て二人ハ聖靈に遣されてセルキヤに下り彼處より舟出してクレプロに赴けり五彼等サラミスにツキユダヤ人の諸會堂において神の道を宣めたヨハ子を用いて其幫助となせり六斯て彼等島の中を経てパボスに至しとき僞の預言者バリエスと名るト盛をなすユダヤ人に遇てこの人の國の方伯セルギラバクロといふ智人と偕にあり時に方伯バルナバとサウロを召て神

八 道の聽んとを求む人然るに彼の卜者エルマス(此名を譯バト者二人の者に敵ひ方伯をして信ずると勿しめんぞせり)サウロ一名パウロ聖靈に滿され目を注て彼を視+曰けるハ噫すべての詭譎と奸惡にて盈るも
 九 魔の子すべての義との敵よ爾主の直なる道を枉て止ざる乎+視よ主の手の掌の上に在るんや嘗てなり暫く日を見ざるべし即ち彼の目瞶暗みて己を相せん者を求ざまよへり+是に於て方伯この所爲を見て主の教を駭き之を信せり○+パウロ及その從人バボスより舟出してバムリアのベルゲに至り此處にてヨハナハ彼等に別てエルサレムに歸り+彼等ハ此より旅してピシディアのアントキエに至り安息日に會堂に入て坐しぬ
 十 律法と預言者の書を讀畢りしもの會堂の宰たち人を以て彼等に曰せけるハ人々兄弟よ若民に勤ること有バ言ハパウロ起て手を搖し曰けるハ
 十一 スラエルの人々および神を敬ふ者よ爾曹聽べし+此ハスラエルの民の神ハ我儕の先祖たちを選び其民のエジプトの地に旅をりし時これを育かつ

ル 提後三〇八

シ 約八〇四十四

リ 徒十五〇八八

ウ 書四〇六至十九

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

子 提後三〇八
 ナ 使前〇五至二〇、一
 ラ 使前〇五至二〇、二
 ム 使前〇五至二〇、三
 ウ 使前〇五至二〇、四
 エ 使前〇五至二〇、五
 オ 本一〇二、一
 カ 本三〇、一
 キ 約一〇、一
 ク 徒三〇、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十

劉手を以て彼等を彼處より導き出し+約四十年のわひだ野にて之を撫養ハ+又カナソンの地の七族の民を滅し其地を彼等に嗣しめ+後およう四
 百五十年のわひだ即ち預言者サムエルの時まで之に審士を興たせり
 三厥後+かれら王を求めれば四十年の間ベニヤミンの支派キスの子サウロを賜ふ+後また彼を徒し+ダビデを立て+彼等の王となし+且これが爲に證し
 て曰たまひけるハ我エツサイの子ダビデと云る我心に合ふ人を得たり+彼
 ハ凡て我旨を行途べし+三神ハ其約束に従ひて+斯人の裔より救主イエスを
 イスラエルに興し+給り+爾の來る前にヨハナ先イスラエルの凡の民に悔
 改のバプテスマを宣傳たり+五ヨハナそのの職を行ひし時+いひけるハ爾曹わ
 れを誰ぞ意ふや我ハ其人に非ず+我より後に來者あり+我ハ其足の履を解に
 も足ざる者なり+三人々兄弟アブラハムの子孫および爾曹のうち神を敬
 ふ者+此救の道を爾曹に遺たせ+り+三夫エルサレムに住る者および其有
 司たちハキリストを知らず+彼を罪に定て安息日ごとに讀とてこの預言者の

六	言を成しめたり	三
七	を求め	二
八	に爾ハ我子なり	三
九	祖等に立たまひし	三
十	約東せし所の	三
十一	聖者を朽果しめ	三
十二	ち寝て先祖たち	三
十三	果ざりき	三
十四	モーセの律法に依	三

言を成しめたり三かつ殺すべき故を得ざれどもピラトに之を殺さんと思
を求め元已に彼に就て録されたる凡の言を成しめければ之を木より下し
て墓に置り然も神ハ之を死より甦らせ給り三日多日の間かれハガラ
ヤより已と偕にエルサレムに上し者に現れたり今かれの爲に證を民にす
る者ハ其人々なり我憐も喜の音を爾曹につと神ハイエスを甦らせせて先
祖等に立たまひし約東を其子孫たる我憐に成たせ入り即ち詩の第二篇に
に爾ハ我子なり我今日なんぢを生りて録されたるが如し言また朽壤に歸
せざる様に彼を死より甦らしむる事に就てハ左の如く言り云われガビラ
約東せし所の船むべき恵を爾曹に手ふ可と是故に又彼かの篇に爾ハ其
聖者を朽果しめすと云り夫ガビラ神の旨に遵ひ其世の爲に勞苦し
ち寝て先祖たちと偕に置れ遂に朽果たり然も神の甦らせ給し者ハ朽
果ざりき然ハ人々兄弟よ此人に由て罪の赦の爾曹に傳れるを知らん爾曹
モーセの律法に依て義と爲るゝと能ざる凡の罪も信する者ハ皆かれに

四十	由て滅され義とせらるゝ也	四
四十一	事なんぢらに臨み	四
四十二	事を行ハん人これを爾曹に告る	四
四十三	望を出んとせし	四
四十四	散じて多のユダヤ人	四
四十五	從へりパウロナルバ	四
四十六	日に至り邑の人々	四
四十七	見ユダヤ人嫉妬	四
四十八	り然も爾曹ハ之を棄	四
四十九	我憐轉て異邦人	四
五十	て地の極にまで	四
五十一	ハ之を喜びて	四

由て滅され義とせらるゝ也然ハ爾曹憤も恐ハ預言者の書に言れたる
事なんぢらに臨み曰く我忽ち視て膝き且亡し蓋われ爾曹の日に一の
事を行ハん人これを爾曹に告るども爾曹信せざる可れば也○二かれら會
望を出んとせしと云き次の安息日に復ての事を宣いと請れたり會すでに
散じて多のユダヤ人および其教に入し神を敬入人々パウロナルバに
從へりパウロナルバ彼等に語て恒に神の恩に居入事を勸む其次の安息
日に至り邑の人々神の道を聽んとて幾迄皆集まれり五りの多く集れるを
見ユダヤ人嫉妬を心に構せて争辯かつ訴りパウロが言てこゝろを拒めり
り然も爾曹ハ之を棄かつ己ハ永生を受べき者に非らず自ら定たれば
我憐轉て異邦人に向ふべし蓋主かく我憐を命じ給へり曰く爾救となり
て地の極にまで及べ九爲に我なんぢを立て異邦人の光となせり八異邦人
ハ之を喜びて主の道を讚美すべて永生に定られたる者ハ信せり四九

一 提摩三十二
 二 使徒六〇六本十節
 三 加五〇二六本五〇十二
 四 可六廿九三〇四
 五 提摩三十二
 六 使徒三〇三三
 七 使徒三〇三八

五十 是に於て主の遣わまねく此地に廣りぬ。然るにユダヤ人神を敬入貴婦
 等および邑の尊長たる人々の心を動させてバウロとバルナバを窘迫すの
 境より逐出せり。二人ハ彼等に對ひ足の塵を打拂ひてイコニオムに至れ
 り。斯て弟子等ハ大に喜樂を懷かつ聖靈に盈されたり。
 四十九 二人の者イコニオムに於て共にユダヤ人の會堂に入て道を傳へ
 ユダヤ人及びギリシヤ人を多く信せしめたり。然るに信せざるユダヤ人
 異邦人を唆て其心に兄弟を憐しむ。三彼等ハ久しく彼處に留り土に頓て憚
 らず道を傳ふ主また彼等の手に休徵と奇なる跡を行はしめて其恩の道を
 證せり。四邑の人々ニに分れ或ハユダヤ人に與し或ハ使徒等に與せり。五斯
 て異邦人ユダヤ人および其有司たち共に擁上かれらを辱しめ石にて撃ん
 どす。六二人のものを知てルカオニヤの邑なるルストラゾルべ及りの四
 周の地に逃れ七彼等に於て福音を傳ふ。八ルストラに一人の足弱もの坐
 しぬたり。彼の生來の跛者にて未だ步行しとなし。九此人バウロの語るを聽

十 本九〇二廿九
 十一 提摩五〇六
 十二 使徒八〇六
 十三 使徒四十六
 十四 解解七九本六〇六
 十五 提十廿六陸五〇七
 十六 一廿二〇二一那十四社
 十七 〇九〇一里十五、節一
 十八 提十七〇世
 十九 五、甲一〇十四、本五〇四十
 二十 九、廿九〇一五、四、節二十

十 たりしがバウロ目を注て其愈さるべき信仰あるを視。大聲に曰けるハ爾
 の足にて正しく立ち彼躍上りて行めり。十一人々バウロの爲し事を見て聲を揚
 ルカオニヤの方言にて曰けるハ諸神人の形にありて我儕に臨れり。十二彼等
 バルナバをゼカスと稱バウロハ専ら誦語とをする人あるが故にヘルマス
 と之を稱す。時に其邑の前にある所のゼカスの祭司價と花繻を門に携來て
 衆の人と共に犠牲を獻げ彼等を祭んどせり。十三使徒バルナバウロ之を開
 て己が衣を裂はしり出て大衆の中に入。十五喊叫いひけるハ人々よ何故に此
 事を行や我儕も亦あんちらと同情をもち。所の人あり爾曹に福音を傳るハ
 爾曹をして此虛妄をすて天と地と海および其中の萬物を造り給へる活神
 に歸しめんが爲なり。十六往にし世にハ神すべての異邦人に其己が道を行む
 とを容し給しかば。十七亦あんちらを惠て天より雨を降せ豊穰ある時候をわ
 たへ糧食を喜樂をもて爾曹の心を滿しめ己自ら證せざるし事なし。十八此言
 を以て苦辛じて衆の人己等に犠牲を獻んぞするを止たり。十九時にユダ

非 提三〇十二
 ヲ 提十八廿三 撒三〇二
 キ 提十二廿三 廿四
 ケ 約十六 廿三 羅八 廿七
 コ 提十一 廿一 廿二 廿三 廿四 廿五 廿六 廿七 廿八 廿九 卅
 ク 提十二 廿一 廿二 廿三 廿四 廿五 廿六 廿七 廿八 廿九 卅
 ケ 提十二 廿一 廿二 廿三 廿四 廿五 廿六 廿七 廿八 廿九 卅
 コ 提十二 廿一 廿二 廿三 廿四 廿五 廿六 廿七 廿八 廿九 卅
 ク 提十二 廿一 廿二 廿三 廿四 廿五 廿六 廿七 廿八 廿九 卅

ヤ八等アソクオケイコニオムより来りて多の人を唆め石をもてバツロを
 撃しめ既に死たりと意ひ邑の外に出せり弟子等々の周圍に立ると云
 彼おきて邑にいり次の日バルナバと僊にテルベに往り三ステアの邑に福
 音を傳へ多の人を弟子となし又ルストライコニオムアソクオケに返り
 三弟子等々の心を堅し其常に信仰に居んことを勸め又おほくの艱難を歴て
 我僊が神の國に至る可とを教ふ三ステア二八のもの教會まで長老をえ
 らび斷食と祈禱をあし前より信じてる所の主に之を託たり三かれら遍く
 ビシテアを経てバムソリアに至り又ベルガに道を傳てアツタリアに下
 り三彼處より舟にてアンテオケに航る此ハ彼等さきに神の恩に託られ今
 どげし職を行へんとて出所あり三既に至りて教會の人を集め己を助け
 て神の行たまへる凡の事と異邦人のために信仰の門を開き給ひし事を告
 げたり久し弟子等と僊に彼處に止れり
 エゴヤより下し人々兄弟たちに教けるハ若あんたらモ一セの例

ア 提十八 廿三 廿四 廿五 廿六 廿七 廿八 廿九 卅
 コ 提十二 廿一 廿二 廿三 廿四 廿五 廿六 廿七 廿八 廿九 卅
 ク 提十二 廿一 廿二 廿三 廿四 廿五 廿六 廿七 廿八 廿九 卅
 ケ 提十二 廿一 廿二 廿三 廿四 廿五 廿六 廿七 廿八 廿九 卅
 コ 提十二 廿一 廿二 廿三 廿四 廿五 廿六 廿七 廿八 廿九 卅
 ク 提十二 廿一 廿二 廿三 廿四 廿五 廿六 廿七 廿八 廿九 卅
 ケ 提十二 廿一 廿二 廿三 廿四 廿五 廿六 廿七 廿八 廿九 卅
 コ 提十二 廿一 廿二 廿三 廿四 廿五 廿六 廿七 廿八 廿九 卅
 ク 提十二 廿一 廿二 廿三 廿四 廿五 廿六 廿七 廿八 廿九 卅
 ケ 提十二 廿一 廿二 廿三 廿四 廿五 廿六 廿七 廿八 廿九 卅

に從ひて割禮を受ずバ救ることを得じニ之に由てバツロとバルナバ大
 に彼等と争ひ且論せしかバ兄弟等々の事に就てバツロバルナバ及ろの中
 の數人をエルサレムに上せ使徒と長老等に遇しめん事を定む三是に於て
 彼等教會の人々に送られ出ビニクおよびサマリアを経て異邦人の神に歸
 せし事を具に述すべての兄弟を大に喜ばしめたり三彼等エルサレムに至
 り教會と使徒および長老たちに接られ己を助けて神の行たまひし凡の事
 を告しに五バリサヤ宗の中なる信者數人たちて曰けるハ彼等に必ず割禮
 を施し且命じてモ一セの例を守しむべし三使徒等および長老たち此事を
 議ん爲に集れり三茲に多の論ありしがペテロ起て彼等に曰けるハ人々兄
 弟よ久き先に神われを爾曹の中より選び福音の道を我口より異邦人に
 せ彼等をして之を彼せしめ給しとの爾曹の知どころ也ハかつ人の心を知
 たまふ神ハ我僊も聖靈を賜し如く彼等にも賜て其證をなし又信仰をも
 て其心を潔め我僊と彼等の間に分を爲ざりき三然るに今何故我らの先祖
 自二至十節

ハ加五〇

モ弗二六三〇五

セ律十二七

ス養九〇十二

イ 耶路撒冷四三三三〇
廿五年二廿八
耶路撒冷六〇八册五〇三
三〇年
第廿九
申十二五
廿六
廿七三十五七三〇

たちも我儕も負わたりけるを勇子等の頸に置いて神を試むる乎、彼等の

救るゝ如く我儕も主イエスキリストは恩に由て救るゝことを信する也、

是に於て人々みな黙してバルナバとパウロが神が己をもて異邦人の中に

行ひ給へる休徴と奇跡とを述べるを開り、彼等が言畢りし後ヤコブ答て曰

ける、人々兄弟よ我に聴く、神初て異邦人を眷顧うの中より己が名を崇る

民を取給ひし事ハシモン既に之を述す、預言者の言これと符り其書に、此

後われ反て已に懐抱たるダビデの幕屋を復ち起し其破壊の跡を再び造て

之を建てし、是のの餘の民および凡て我名をもて稱らるゝ異邦人に主を

尋させん爲あり、此すべての事を行ふ神、これを言と録されたるが如し、大

ハ世の始より其すべての所作を知たまへり、是故に我におもふ異邦人の中

より神に歸する者を擽す、宜からずと、然ども書を彼等お遣て偶像に汚

れたる物と姦淫淫と刺殺たる物と血とを戒むべし、うの古より安息日と

に會堂にてモーセの書を讀が故に其を重るもの各邑に於て也、○是に

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

三三

三二

三一

三十

二十九

二十八

二十七

二十六

三六

三手

三三

三二

二七

二六

元

元

三

三

三

三

三

三

三

三

三

井二〇三
一〇三

知二〇四

建十四〇九
卅一

地〇九
卅一

於て使徒および長老たち全會と偕に其中より人を選び之をバルナ

バと共にアンテオケに遣さん事を定めて、選れたる人兄弟の中の尊者す

な、うちバルサバと稱るゝユダ及シラスなり、彼等の手に托して遣し書に

云く使徒長老及び兄弟アンテオケスリヤキリヤに在る異邦人の兄弟

に安を問、我儕が命せざるもの我儕の中よりいひ言なむて爾曹を擽し爾

曹の心を亂たりと、開之に由て我儕心を同じし人を遣て我儕の愛するバ

ナバパウロと偕に遣さん事を定めて二人ハ我儕の主イエスキリストの名の

爲に其命をも愛ざりし者なり、我儕ユダとシラスを遣し彼等の口より此

事を述しめん、蓋聖靈と我儕と左の肝要なるもの、外は何をも爾曹

に任せしと定たり、我即ち偶像に獻し物と血と刺殺たる物と姦淫淫とを戒む

べし、若これらの事を爾曹みづから慎まば善哉、がハ爾曹健康剛なれ、手

れら遣されてアンテオケに至り衆人を集て此書を付す、衆人これを讀う

の勸を受けて喜べり、ユダとシラスも亦預言者なれば多の言を以て兄弟を

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

七加五〇

モ弗二六三〇五

セ律十二七

ス養九〇十二

イ 耶路撒冷四三三三〇
廿五年二廿八
耶路撒冷六〇八册五〇三
三〇年
第廿九
申十二五
廿六
廿七三十五七三〇

たちも我儕も負わたりけるを勇子等の頸に置いて神を試むる乎、彼等の

救るゝ如く我儕も主イエスキリストは恩に由て救るゝことを信する也、

是に於て人々みな黙してバルナバとパウロが神が己をもて異邦人の中に

行ひ給へる休徴と奇跡とを述べるを開り、彼等が言畢りし後ヤコブ答て曰

ける、人々兄弟よ我に聴く、神初て異邦人を眷顧うの中より己が名を崇る

民を取給ひし事ハシモン既に之を述す、預言者の言これと符り其書に、此

後われ反て已に懐抱たるダビデの幕屋を復ち起し其破壊の跡を再び造て

之を建てし、是のの餘の民および凡て我名をもて稱らるゝ異邦人に主を

尋させん爲あり、此すべての事を行ふ神、これを言と録されたるが如し、大

ハ世の始より其すべての所作を知たまへり、是故に我におもふ異邦人の中

より神に歸する者を擽す、宜からずと、然ども書を彼等お遣て偶像に汚

れたる物と姦淫淫と刺殺たる物と血とを戒むべし、うの古より安息日と

に會堂にてモーセの書を讀が故に其を重るもの各邑に於て也、○是に

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

敬ふル「**グザ**」と名くる婦きくぬたりまうの心を啓て「**パウロ**」の語るとに心を
 用しめ給ふ「**パウロ**」の婦其家族と偕に「**パウロ**」をうけ来て曰ける「**パウロ**」も
 し主を信する者と我を爲バ我家に來り留れと強て我儕を入しめたり「**パウロ**」
 れら祈禱所に往るとき「**パウロ**」を縛する靈に憑れたる一人の婦の奴隷われらに
 遇かれ「**パウロ**」に因て其主たちにも多くの利を得させし者なり「**パウロ**」我儕
 に從ひて喊叫いひける「**パウロ**」此人人々ハ至高き神の僕にて救道を我儕に宣る者
 なり「**パウロ**」この婦かく爲て久かりければ「**パウロ**」之を愛かへりみて靈に曰け
 る「**パウロ**」我「**パウロ**」キリストの名に由て爾に命ず此婦より出よ靈立刻に出よ是
 に於て其主たち利の望すでに去るを見れば「**パウロ**」とシラスを執入市場に曳
 て有司等に至れり「**パウロ**」既に上官の所に曳來りて曰ける「**パウロ**」此人々ハ「**パウロ**」人
 にして我儕の邑を擾し「**パウロ**」人たる我儕の受べからず行ふ可らざる所の
 習俗を傳る者なり「**パウロ**」大勢のもの齊く起て彼等をせめ上官の衣をはぎ命
 じて之を縛しむ「**パウロ**」多く縛てのち獄に入之れを固守れ「**パウロ**」獄吏に命ず「**パウロ**」獄

▲ 陸軍四〇四十五
 ヲ 陸軍四〇九
 非 陸軍八〇七
 ノ 陸軍四〇四十二
 オ 可六十廿
 ク 六十六
 ヤ 陸軍七十六
 ヲ 陸軍十二〇三年兵隊附

五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四

吏かくの如き命を受しにより彼等を輿の獄に入て程をかけた「**パウロ**」期て夜
 半で「**パウロ**」とシラス祈をさし且神を讚美す囚者ら耳を傾けて之を聞
 ぬたりしが「**パウロ**」に大なる地震ありて獄の基礎ふるひ動き門てどくく直
 に啓け衆の囚者の械鑿とけたり「**パウロ**」獄吏目を醒し獄門の啓けたるを見て囚
 者すでに逃しと意ひ刀を抜て自殺せんとしければ「**パウロ**」大聲に呼り曰
 ける「**パウロ**」自ら戕ふ勿れ我儕みな此に在「**パウロ**」此時かれ火を索て躍いり戰慄て「**パウロ**」
 「**パウロ**」とシラスの前に俯伏「**パウロ**」彼等を外に携出して曰ける「**パウロ**」我すく入れ
 ん爲に何を爲べき乎「**パウロ**」彼等曰ける「**パウロ**」主イエスキリストを信せよ然らば爾
 および爾の家族も救るべし「**パウロ**」遂に彼および其家の凡の者に主の道を語れ
 り「**パウロ**」この夜の即時かれ一人を誘ひ其杖傷を濯て直に其家族と偕に皆「**パウロ**」
 十字架を受言且かれら己が家に引來り食物を其前に備すべての家族と
 偕に神を信じて喜べり「**パウロ**」天明に至て上官たも下吏を遣し曰せける「**パウロ**」其人
 々を釋べし「**パウロ**」獄吏之の言を「**パウロ**」に告て曰ける「**パウロ**」上官なんぢらを釋せと

▲ 陸軍五〇四十一、陸軍四〇十
 フ 陸軍五〇九十二、七十七
 ヲ 陸軍二〇四廿九、三十一
 ヲ 陸軍三〇八九、三〇三
 五 陸軍三〇八九、三〇三
 六 陸軍六十六

五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四

三 羅十六廿一
 四 羅十六廿一
 五 羅三二對十九廿二
 六 羅十六廿一
 七 羅十六廿一
 八 羅十六廿一
 九 羅十六廿一
 十 羅十六廿一
 十一 羅十六廿一
 十二 羅十六廿一
 十三 羅十六廿一
 十四 羅十六廿一
 十五 羅十六廿一

六 民の前に曳出さんぞてヤソンの家に來しが、彼等を見出さざりければ、
 ソン及び數人の兄弟を邑宰の前に曳來て大聲に曰ける、天下を亂す斯者
 ぞも此にまで來れり。ヤソンの之を迎納たり。此人々の皆イエスといふ他
 の玉ありとて言てガイザルの命に背く者なり。大衆と邑の宰等、これを聞て
 心を傷しむ。上司官ヤソンの及、餘の人々より保狀を取て之を釋せり。
 兄弟たち夜間に急ぎパウロとシラスをベレアに去し、彼等かしてに至て
 エグザヤ人の會堂に往り、此處の人々のハ、ラサロニケの者よりハ性情よきか
 故に好て道をきく。此の如く、果して有か無かを知んとて、日々に聖書を覽
 れり。是は故に其中の人おほく之を信ず。又ギリシヤの貴女及び男子の信
 じたる者も少からざり。ラサロニケのエグザヤ人の神の言のパウロに因
 てベレアにも傳りしを、知又彼處に至て人々を擧しめたり。是に於て兄弟
 たち直にパウロを海に適し、然るもシラスとテモテハ、荷この處に留りぬ。
 十五 パウロを作ひし者かれを携て、アテニスに至る其人々、パウロよりシラス

六 羅十六廿一
 七 羅十六廿一
 八 羅十六廿一
 九 羅十六廿一
 十 羅十六廿一
 十一 羅十六廿一
 十二 羅十六廿一
 十三 羅十六廿一
 十四 羅十六廿一
 十五 羅十六廿一

言遣せり。然るに、去マ、パウロ彼等に曰ける、我儕ローマ人なる
 に罪を定ずして公然に我儕を械り且獄に入たり。而して今、汝らかに出さん
 と爲か宜からず。彼等みづから來て我儕を引出すべし。下吏この言を上司官
 たちに告げれば、彼等らのローマ人なるを聞て懼れ、來て彼等に此より出ん
 ことを求つひに引出して、又別の邑を去んことを請たり。二人のもの獄を
 出ル。テアの家にいり兄弟等に遇これに勸をなして出去ぬ。
第十七章 斯て彼等ハ、アマデボリス及アポロニヤを過て、ラサロニケに至
 る。此にエグザヤ人の會堂あり。パウロ常の如く、彼等の中にいり、三回安息日
 ごとに聖書に本きて、彼等と論じ。キリストの必ず苦難をうけ死より甦る
 べき事を説きた。我汝らに傳る所の、此イエスがキリストなる事を説明
 せり。是に於て其中の人々信じて、パウロとシラスに従り、又神を敬ふ。ギリ
 シヤ人の之に従るも、多く貴女も少からざり。然るにエグザヤ人、これを
 妬み市井にをる匪類をかたらひ。群を成て邑を擧せ、パウロとシラスを執入

二 提摩太四章六節

三 哥林多前書四章十九節

四 提摩太前書四章五節

五 提摩太前書三章九節

六 提摩太前書三章七節

七 提摩太前書三章二節

八 提摩太前書三章一節

九 提摩太前書三章一節

十 提摩太前書三章一節

十一 提摩太前書三章一節

十二 提摩太前書三章一節

十三 提摩太前書三章一節

十四 提摩太前書三章一節

十五 提摩太前書三章一節

九 誓願に因て髪を剪り十九節

十 衆人彼が久く偕に居んとを請たれと昔ハすして三

十一 暇を告て曰けるハ我この來んとする節を必達エルサレムに於て守ざるを

十二 得亦然ともし禱許し給ハ復び爾曹に返べしと遂に舟出してエベソを去

十三 三カイザリヤにつき而してエルサレムに上り教會の安否を問て後アソラ

十四 オケに下り三暫く此處に住て又出立ガラテヤ及びフルギヤの地を逐次に

十五 經て凡の弟子等を堅せり二十節

十六 獨才あり且聖書に達したるアポロと名ハエベソに來れり三この人夙よ

十七 主の道の教を受かつ心を熱してイエスの事を詳細に誨ふ然悉惟ヨハナ

十八 のバプタスマを知るのみ三六かれ始て此會堂に於て憚らず語りけれバプ

十九 スキラとアキラ之を聞て彼を己が家に招き神の道を尙も詳細に説明せり

二十 アポロアカヤに往んとせしハバ兄弟たち書を遣て弟子等に彼を接答ん

二十一 之を勸かれ至て既に恩により信せし者を大に助たり三蓋かれ聖書を引

三 提摩太前書三章一節

四 提摩太前書三章一節

五 提摩太前書三章一節

六 提摩太前書三章一節

七 提摩太前書三章一節

八 二人なりキハバウロ會堂にひり憚らずして神の國の事を論じ且勸て三ケ

九 月を歴たり九然るに剛愎にして之を信せざる人々あり衆の人の前に其道

十 を誣しけれバウロ彼等を離れ弟子等をも別ぎせて日々ヲラノと云る

十一 來る者すなりキリストを信せよと曰り五彼等これを開バプ

十二 四バウロ曰けるハヨハナハ誠に悔改のバプタスマをなし民に向て我の後

十三 けるハ我儕ハ聖靈の有とだに聞きり三バウロ曰けるハ然バ爾曹バプ

十四 たり或弟子たちに出て三之に曰けるハ爾曹信者を爲しと聖靈を受しや答

十五 六バウロの名に入れたり六バウロ手を其上に按けれバ聖靈

十六 二人なりキハバウロ會堂にひり憚らずして神の國の事を論じ且勸て三ケ

十七 月を歴たり九然るに剛愎にして之を信せざる人々あり衆の人の前に其道

十八 を誣しけれバウロ彼等を離れ弟子等をも別ぎせて日々ヲラノと云る

十九 來る者すなりキリストを信せよと曰り五彼等これを開バプ

二十 四バウロ曰けるハヨハナハ誠に悔改のバプタスマをなし民に向て我の後

二十一 けるハ我儕ハ聖靈の有とだに聞きり三バウロ曰けるハ然バ爾曹バプ

二十二 たり或弟子たちに出て三之に曰けるハ爾曹信者を爲しと聖靈を受しや答

二十三 六バウロの名に入れたり六バウロ手を其上に按けれバ聖靈

二十四 二人なりキハバウロ會堂にひり憚らずして神の國の事を論じ且勸て三ケ

二十五 月を歴たり九然るに剛愎にして之を信せざる人々あり衆の人の前に其道

二十六 を誣しけれバウロ彼等を離れ弟子等をも別ぎせて日々ヲラノと云る

二十七 來る者すなりキリストを信せよと曰り五彼等これを開バプ

二十八 四バウロ曰けるハヨハナハ誠に悔改のバプタスマをなし民に向て我の後

二十九 けるハ我儕ハ聖靈の有とだに聞きり三バウロ曰けるハ然バ爾曹バプ

三十 たり或弟子たちに出て三之に曰けるハ爾曹信者を爲しと聖靈を受しや答

三十一 六バウロの名に入れたり六バウロ手を其上に按けれバ聖靈

三十二 二人なりキハバウロ會堂にひり憚らずして神の國の事を論じ且勸て三ケ

三十三 月を歴たり九然るに剛愎にして之を信せざる人々あり衆の人の前に其道

三十四 を誣しけれバウロ彼等を離れ弟子等をも別ぎせて日々ヲラノと云る

三十五 來る者すなりキリストを信せよと曰り五彼等これを開バプ

三十六 四バウロ曰けるハヨハナハ誠に悔改のバプタスマをなし民に向て我の後

三十七 けるハ我儕ハ聖靈の有とだに聞きり三バウロ曰けるハ然バ爾曹バプ

三十八 たり或弟子たちに出て三之に曰けるハ爾曹信者を爲しと聖靈を受しや答

三十九 六バウロの名に入れたり六バウロ手を其上に按けれバ聖靈

四十 二人なりキハバウロ會堂にひり憚らずして神の國の事を論じ且勸て三ケ

四十一 月を歴たり九然るに剛愎にして之を信せざる人々あり衆の人の前に其道

四十二 を誣しけれバウロ彼等を離れ弟子等をも別ぎせて日々ヲラノと云る

イ 徒廿〇節
 何 徒廿四〇三
 ハ 徒五〇十五至五〇九
 ニ 本二〇世均
 ホ 可九〇世六
 ヘ 徒二〇四三 略〇六
 五七〇十六
 ト 徒六〇七十二至四

十 人の講堂に於て論せり十二年のわひだ如此ありしかバエグヤ人もギリシヤ人も凡てアジアに住る者悉く主の道を聞ぬバウロの手によめて希有ふしぎの事を行ひ給へり即ちバウロの身に着たる汗布ある以ハ襁布を取て病者に加けれバ病ハざり惡鬼ハ出たり十三筵に諸所を遊行て呪をなせるユグヤ人も惡鬼に憑れたる者に向ひ試に主イエスの名を呼て曰けるハ我儕ハバウロが宣る所のイエスに藉て爾に出んとを誓しむ十四如此なせる者ハユグヤ人もスクリヤなるスクラフと云る祭司の長の七八の子なり十五惡鬼之たへて曰けるハ我イエスを知またバウロを譏り然惡爾曹ハ誰ガや十六惡鬼に憑れたる人彼等の上に躍上り之に勝て壓伏けれバ彼等傷つけられ裸にて其家を逃去り十七此事エバソに住る凡のユグヤ人もギリシヤ人に聞えしかバ彼等みな懼を懷ぬ又主イエスの名崇られたり十八また信せし者のうち多來りて自ら言わらし其行し事を訴へたり十九また曩に魔術を行へる多の者等も其書籍を集人々の前にて焚り其價を計て銀五萬なることを知り二十主

チ 徒五〇二 徒十五〇三
 五 徒八
 リ 徒廿〇一
 ヲ 徒廿〇一
 ア 羅十六世三 徒四〇世
 ヌ 羅十六世三 徒四〇世
 ナ 徒九〇三
 ニ 徒十四〇五 徒十七〇七 徒十九
 五 徒十五〇四 徒十七〇三

二 道廣まりて勝を得て此の如し十三此事の竟し後バウロハマクドニヤの道廣まりて勝を得て此の如し十三此事の竟し後バウロハマクドニヤ及アカヤを過エルサレムに往んて意を定め曰けるハ我かしにて往て後かならずマコヤをも見べし即ち己に事なる者の中マモテとエラストの二人をマクドニヤに遣し己ハ暫くアジアに留りぬ十三この時々の道にツイて容易ならぬ騷擾おこれり言蓋一人の銀工あり名をデメラキラと云かれアルテミスの銀籠を作り工人等に利を得えめしと僅少からざりきマコヤの工人および己が類の業の者を集て曰けるハ人々よ我儕の富るハ此業に藉るこそ爾曹の知てろ也此バウロ手にて作れる者ハ神に非まど曰て衆人の人を誘惑し第にエバソ耳ならす幾途アジア中に及せり是また爾曹が見てろ之を聞ててろ也此ハ唯我らの業の輕めらるゝ危ある耳ならすアジア及び天下擧て奉る所の大なる女神アルテミスの宮を藐せられ其威光も亦滅べし三彼等これを開て甚しく怒さけけ曰けるハ大なるかなエバソ人のアルテミスよ是に於て擧邑大に擾れバウロの同行なるマクドニヤ人の

カ 羅十六〇三、卅一、卅二
四 徒廿〇、四四〇、十四、十五

又 提後一〇、廿、提後四〇、十四

手 三三 三五 三六 三六

ガイラスとアリスタルを執へ彼等心を合せて獻園に擁入り三バコロ
 の人々の中に入らせしに弟子たち之を許さとりきまたアツアの祭を
 司る者の中に彼と親き者等わたりて人を彼に遣し其自ら獻園に入ざらん
 とを求めたり三其時わりの人ハ此事を言さけべり蓋會衆み
 だれて大半ハ何の爲に集れるかを知ざれば也三是に於てユダヤ人アレキ
 サンデルに出んとを勸ければ或人群集の中より之を推出しぬアレキサン
 デル手を搖し民に向て事實を告んとせしが言彼等ユのユダヤ人たるを知
 が故に皆おなじく聲を擡て大なる故エブソンのアルラミスよと二時はか
 りの間ざけびわへり三書記官人々を撫て曰けるハエブソンの人々よ此エブ
 ソン天より落し大なるアルラミスの服に事なる邑なるを知らざる者あらん平
 夫この事ハ厭すと能ざれば爾曹靖息にして狼に事を作べからず夫この
 人々の服の盜賊にも非ず爾曹の女神を譴す者にも非ず然るに爾曹これを
 曳來れり三デメラリア及び偕に在る所の工人もし人を訴ふる事わらば聽

レ 提前一〇三
 ヲ 徒十九〇、廿一
 ヲ 徒九〇三、提後一〇三
 ナ 羅十六〇三、九
 ラ 徒十六〇三、一
 ヲ 徒廿〇三、九、提後四〇三
 井 出十二〇、十四、十五
 オ 羅十六〇三、二
 ア 羅十六〇三、十、十一

三六 四一 四二 三三 四 五 六 七

會を散せり
 三日の日わり且方伯おれ互に之に訟ふし三其もし他の事由について求る
 車わらバ律法に合ふ會に於て定むべし早われら今日の騷擾に就てハ訴ら
 れんことを恐る蓋之會について辭解べき言なければ也三如此かたりて
 會を散せり
 三日の日わり且方伯おれ互に之に訟ふし三其もし他の事由について求る
 三日月留りて後スリヤに航らんとせし時ユダヤ人かれを害せんと謀けれ
 パウケドニヤを過て返々意を定たり四彼と偕にアツアまで至し者ハア
 羅斯の子レアのソバラル及ラサロニケ人のアリスタルとセクソド
 デルベのガヨスとラモラ並アツアのラキコとトロピモなり此徒ハ先ち
 往てトロアスに於て我儕を俟り六除酔節の後われらビリビより舟出
 して第五日にトロアスに至り彼等に遇て其處に七日留れり〇七一週之首
 の日我らパンを擘ために集りしがバコロ次の日出立九事を意ひ彼等に道

九八	をかつり講つて夜半に至れり
九九	ハ彼等が集れる樓に多の燈ありカエラ
一〇〇	コと名る一人の少年窓に倚て坐し熟睡し居しがバサロの道を講れると久
一〇一	かりけれバ彼睡に因て三階より墮てこれを扶起しく既に死りバサロ下
一〇二	て其上に伏これを抱て曰けるハ爾曹憂眺を勿れ此人の生命ハ申にあり
一〇三	斯てバサロ復上りパンを擘て食ひ久しく彼等と語り天明に及て出立ち
一〇四	人々この少年を携へ其語るを見て甚だ慰めり
一〇五	アッスに濟るの處にてバサロを登んとせり蓋かれ陸より往んど自ら如此
一〇六	ハ定しなり古バアッスに於て我儕に遇けれバ彼を登てミラレ手に至り
一〇七	彼處より舟出して次日キヨスの對に至り又次日サマスに着トログラム
一〇八	に泊り次日ミラリスに至れり
一〇九	テエベツを過んと意を定しがゆゑ地かく定しハ彼なるべくハペンテ
一一〇	ラの日エルサレムに在てを待んと急たるに因
一一一	りエベツに使を遣して教會の長老たちを召り

をかつり講つて夜半に至れりハ彼等が集れる樓に多の燈ありカエラ
 コと名る一人の少年窓に倚て坐し熟睡し居しがバサロの道を講れると久
 かりけれバ彼睡に因て三階より墮てこれを扶起しく既に死りバサロ下
 て其上に伏これを抱て曰けるハ爾曹憂眺を勿れ此人の生命ハ申にあり
 斯てバサロ復上りパンを擘て食ひ久しく彼等と語り天明に及て出立ち
 人々この少年を携へ其語るを見て甚だ慰めり十三倍われら舟にのり先らて
 アッスに濟るの處にてバサロを登んとせり蓋かれ陸より往んど自ら如此
 ハ定しなり古バアッスに於て我儕に遇けれバ彼を登てミラレ手に至り
 彼處より舟出して次日キヨスの對に至り又次日サマスに着トログラム
 に泊り次日ミラリスに至れり十四蓋バサロアッシアに時を費ざる爲に舟
 テエベツを過んと意を定しがゆゑ地かく定しハ彼なるべくハペンテ
 ラの日エルサレムに在てを待んと急たるに因十五斯て彼ハミラリスよ
 りエベツに使を遣して教會の長老たちを召り十六彼等が來し時バサロ之

九	五 聖後〇十二
一〇	六 聖後十五〇九十七聖後十二
一一	七 聖後十五〇九十七聖後十二
一二	八 聖後十五〇九十七聖後十二
一三	九 聖後十五〇九十七聖後十二
一四	一〇 聖後十五〇九十七聖後十二
一五	一一 聖後十五〇九十七聖後十二
一六	一二 聖後十五〇九十七聖後十二
一七	一三 聖後十五〇九十七聖後十二
一八	一四 聖後十五〇九十七聖後十二
一九	一五 聖後十五〇九十七聖後十二
二〇	一六 聖後十五〇九十七聖後十二
二一	一七 聖後十五〇九十七聖後十二
二二	一八 聖後十五〇九十七聖後十二
二三	一九 聖後十五〇九十七聖後十二
二四	二〇 聖後十五〇九十七聖後十二
二五	二一 聖後十五〇九十七聖後十二
二六	二二 聖後十五〇九十七聖後十二
二七	二三 聖後十五〇九十七聖後十二
二八	二四 聖後十五〇九十七聖後十二
二九	二五 聖後十五〇九十七聖後十二
三〇	二六 聖後十五〇九十七聖後十二
三一	二七 聖後十五〇九十七聖後十二
三二	二八 聖後十五〇九十七聖後十二
三三	二九 聖後十五〇九十七聖後十二
三四	三〇 聖後十五〇九十七聖後十二
三五	三一 聖後十五〇九十七聖後十二
三六	三二 聖後十五〇九十七聖後十二
三七	三三 聖後十五〇九十七聖後十二
三八	三四 聖後十五〇九十七聖後十二
三九	三五 聖後十五〇九十七聖後十二
四〇	三六 聖後十五〇九十七聖後十二
四一	三七 聖後十五〇九十七聖後十二
四二	三八 聖後十五〇九十七聖後十二
四三	三九 聖後十五〇九十七聖後十二
四四	四〇 聖後十五〇九十七聖後十二
四五	四一 聖後十五〇九十七聖後十二
四六	四二 聖後十五〇九十七聖後十二
四七	四三 聖後十五〇九十七聖後十二
四八	四四 聖後十五〇九十七聖後十二
四九	四五 聖後十五〇九十七聖後十二
五〇	四六 聖後十五〇九十七聖後十二

に曰けるハ我アッシアに來りし初の日より常に爾曹の中に在て行ひし事ハ
 爾曹が知るところ也十九則ち我すべての事に謙遜また涙を流しユダヤ人の説
 謀により艱難に遇て主に事ハ益ある事の残す所なく之を宣て或ハ人々
 の前或ハ家々に於て爾曹に教ヘ三神に對てハ悔改め主イエスキリストに
 對てハ信仰すべき事をユダヤ人またギリシヤ人に示せり三今ハ我心切り
 テエルサレムに往かしこにて遇てこそ如何を知らず三九聖靈每邑に我
 に示してハ縲縄と患難われを俟り三然るも我ハ我往べき際程と主ノ
 エスより受し職すなり神の恩の福音を證する事を遂九爲にハ我生命を
 も重せざる也三今我知ならん中を遵行て神の國を傳へし我面を此後
 なんぢら復び見ざるべし三是故に我今日ならんに證す凡の人の血に於
 て我ハ潔くして與るべし三蓋われ神の旨を残す所なく悉く爾曹に宣
 されバ也三故に爾曹みづから慎み且なんぢらが聖靈に立られて監督とな
 れる其全群を慎み主の己が血をもて買給ひし所の教會を收ふべし三蓋わ

七 七〇五

八 約三〇八十九

九 律十九〇十

一〇 西二六

一一 西一〇二節前四五

一二 律前二〇三節前九十

一三 律前二〇三節前九十

一四 律前二〇三節前九十

一五 律前二〇三節前九十

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

が去ら後之の群を惜ざる暴き狼なんちらの中に入んことを知ハなり亦

存んちらの申よりも弟子等を己に從ハせんとて悖理なる言を言出す者お

こらん三此故に爾曹徹醒せよ我三年のわひだ夜も晝も斷ず涙を流して各

人を勸しことを憶ふべし三兄弟も爾曹の徳を建かつ凡の聖られし者の中

に於て業を爾曹に守る能ある神および其恩恵の道に今われ爾曹を委ぬ三

われ人の金銀衣服を食りしてとぞなし三我この手ハ我および我と僂に在し

者の需用に供し事ハ爾曹が知どころ也三われ爾曹も如此勤勞て柔弱者を

扶け且主イエスの曰給へる受るよりも與るハ福なりとの言を心に記べき

を凡の事に於て示せる也三パウロかく語て曉づき衆人とも共に祈れり三彼

等みな夫に哭きパウロの頸を抱て之と接吻し其再び我面を見まじとてい

し言に因て別ても憂をなし彼を舟曳で伴へり

三三 言われら強て彼等に離れ舟にて眞直にコスに至り次日ロドスお

ゆき彼處よりバタラに至りニピニクお濟る舟に遇これに登て出ニクプロ

一 律前二〇三

二 律前二〇三

三 律前二〇三

四 律前二〇三

五 律前二〇三

六 律前二〇三

七 律前二〇三

八 律前二〇三

九 律前二〇三

一〇 律前二〇三

一一 律前二〇三

一二 律前二〇三

一三 律前二〇三

を望んで其を左に過スリヤに濟りツプロに着り蓋この處にて舟の積荷を倒

さんと爲バなり三斯て我僂弟子たちを訪りて七日とゞまされり彼等靈に

感じてパウロにエルサルムに往なかれと言然と既に七日を過しけれバ

我僂出立て途につく彼等々の妻孥と共に我僂を送て邑の外にまで至しが

共に岸に跪きて祈り互に別を告畢りて後われらハ舟に登かれらハ其家

に歸れり我僂ツプロよりトレイに濟り既に舟路をばりぬ斯て兄弟等の

安否を問かれらと僂に一日留りハ次日いでたちてカイザリヤに至り傳道

者ビリポの家に入て共に留る此ビリポハ七八の一人なり九彼に預言する

四人の女わり皆處女なり+われら數日こくに留れると云キアガボスと名る

一人の預言者ユダヤより下り+我僂が所に來りてパウロの帯をとり己の

手足を縛て曰けるハ此の如くエルサルムにあるユダヤ人の此帯の主を縛

て異邦人の手に付ざんと聖靈いひ給へり+此事を聞て我僂と此地の者は

どもく彼にエルサルムに上る勿れと勸しに+パウロ答けるハ爾曹なん

予哭て我心を摧くや我主イエスの名の爲わハ第に縛るゝ耳ならずエルサ
 レムに死るゝも亦甘ずる所なり十四 かれ勸を納びりければ我僱主の旨の如く
 成て曰て止十五 既に數日を経て我僱行装をなしエルサレムに上れり十五 カイ
 サリヤの弟子等も數人われらと偕に行て我僱をクプロのナツシと云る老
 弟子の所に宿らせんとて其家に携ひ入ぬ○十七 我僱エルサレムに至ければ
 兄弟たち欣て我僱を迎ふ十六 次日パウロ我僱と偕にヤコブの家に入しに長
 老等みな集居れり十九 パウロ彼等の安否を問かつ神の己を用て異邦人の中
 に行ひ給し事を一々告げれば二十 彼等之をきく主を崇かつ彼に曰けるハ兄
 弟エ爾ユダヤ人の信せしもの幾方なるを知らハ皆律法に熱心なる者
 なり三 ならんが異邦人の中にあるユダヤ人に教てモ一七を棄しめ且兒子に
 割禮を行ふ勿れ例に従ふ勿れと言りて告る者あり彼等これを開たり三
 今いかに爲べき多の人々爾の來れるを開て必ず集らん三 是故に爾われら
 が言てこるに從へ我僱に誓願のもの四人あり三 爾この人々を携へ之と偕

予 使十ノ八 頁六〇三
 一 使十ノ三
 二 使十ノ二 三 使十ノ九
 三 加二 三 要五
 四 使十ノ二 三 使十ノ九
 五 使十ノ四 六
 六 使十ノ二 三 使十ノ九
 七
 八 使十ノ二 三 使十ノ九
 九
 十
 十一
 十二 使十ノ二 三 使十ノ九
 十三 使十ノ二 三
 十四
 十五 使十ノ二 三
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四

に潔事をかして代て其費を贖ひ彼等に髪を薙ごを得しめよ然バ人々亦人
 々に就て開し所みな虚にして爾が律法を守て行へる事を知べし三 信じた
 る異邦人ハ我僱すでに書をかき遺て斯の類の事ハ守るに及ずた 偶像
 に獻し物と血と勒殺し者および姦淫とを慎む可定たり三 斯てパウロ
 ハ次日この人々を携へて之と偕に潔事をあし且かれら各人の爲に供物を
 獻べき事を其期までに潔事の日を盡さん事を殿に入て告ま七日をえらん
 と爲てキアシアより來しユダヤ人パウロの殿に居を見て凡の民を覺動し
 め彼を執へ三 喊叫けるハ イスラエルの人々我僱を助よ此ハハ遍く教を傳
 この民と律法と此處に逆ふ者なり又キリシヤ人をも引て殿に入ての聖所
 を汚たり三 蓋かれら疊にエベソ人トロピモと云る者のパウロと共に城下
 に在しと見てパウロ之を殿に引入しと意へる也三 是に於て擧邑さわぎた
 ち人々趨集りてパウロを執へ之を殿より曳出しければ直に其門を開たり
 三 彼等すでにパウロを殺さんとせし時わまぬくエルサレム紛亂たりとの

予 使十ノ九 頁九
 一 使十ノ九 頁九
 二 使十ノ九 頁九
 三 使十ノ九 頁九
 四 使十ノ九 頁九
 五 使十ノ九 頁九
 六 使十ノ九 頁九
 七 使十ノ九 頁九
 八 使十ノ九 頁九
 九 使十ノ九 頁九
 十 使十ノ九 頁九
 十一 使十ノ九 頁九
 十二 使十ノ九 頁九
 十三 使十ノ九 頁九
 十四 使十ノ九 頁九
 十五 使十ノ九 頁九
 十六 使十ノ九 頁九
 十七 使十ノ九 頁九
 十八 使十ノ九 頁九
 十九 使十ノ九 頁九
 二十 使十ノ九 頁九
 二十一 使十ノ九 頁九
 二十二 使十ノ九 頁九
 二十三 使十ノ九 頁九
 二十四 使十ノ九 頁九
 二十五 使十ノ九 頁九
 二十六 使十ノ九 頁九
 二十七 使十ノ九 頁九
 二十八 使十ノ九 頁九
 二十九 使十ノ九 頁九
 三十 使十ノ九 頁九
 三十一 使十ノ九 頁九
 三十二 使十ノ九 頁九
 三十三 使十ノ九 頁九
 三十四 使十ノ九 頁九
 三十五 使十ノ九 頁九
 三十六 使十ノ九 頁九
 三十七 使十ノ九 頁九
 三十八 使十ノ九 頁九
 三十九 使十ノ九 頁九
 四十 使十ノ九 頁九
 四十一 使十ノ九 頁九
 四十二 使十ノ九 頁九
 四十三 使十ノ九 頁九
 四十四 使十ノ九 頁九
 四十五 使十ノ九 頁九
 四十六 使十ノ九 頁九
 四十七 使十ノ九 頁九
 四十八 使十ノ九 頁九
 四十九 使十ノ九 頁九
 五十 使十ノ九 頁九
 五十一 使十ノ九 頁九
 五十二 使十ノ九 頁九
 五十三 使十ノ九 頁九
 五十四 使十ノ九 頁九
 五十五 使十ノ九 頁九
 五十六 使十ノ九 頁九
 五十七 使十ノ九 頁九
 五十八 使十ノ九 頁九
 五十九 使十ノ九 頁九
 六十 使十ノ九 頁九
 六十一 使十ノ九 頁九
 六十二 使十ノ九 頁九
 六十三 使十ノ九 頁九
 六十四 使十ノ九 頁九
 六十五 使十ノ九 頁九
 六十六 使十ノ九 頁九
 六十七 使十ノ九 頁九
 六十八 使十ノ九 頁九
 六十九 使十ノ九 頁九
 七十 使十ノ九 頁九
 七十一 使十ノ九 頁九
 七十二 使十ノ九 頁九
 七十三 使十ノ九 頁九
 七十四 使十ノ九 頁九
 七十五 使十ノ九 頁九
 七十六 使十ノ九 頁九
 七十七 使十ノ九 頁九
 七十八 使十ノ九 頁九
 七十九 使十ノ九 頁九
 八十 使十ノ九 頁九
 八十一 使十ノ九 頁九
 八十二 使十ノ九 頁九
 八十三 使十ノ九 頁九
 八十四 使十ノ九 頁九
 八十五 使十ノ九 頁九
 八十六 使十ノ九 頁九
 八十七 使十ノ九 頁九
 八十八 使十ノ九 頁九
 八十九 使十ノ九 頁九
 九十 使十ノ九 頁九
 九十一 使十ノ九 頁九
 九十二 使十ノ九 頁九
 九十三 使十ノ九 頁九
 九十四 使十ノ九 頁九
 九十五 使十ノ九 頁九
 九十六 使十ノ九 頁九
 九十七 使十ノ九 頁九
 九十八 使十ノ九 頁九
 九十九 使十ノ九 頁九
 一百 使十ノ九 頁九

三	個十〇七
四	個九〇三
五	個九〇三
六	個九〇三
七	個九〇三
八	個九〇三
九	個九〇三
十	個九〇三
十一	個九〇三
十二	個九〇三
十三	個九〇三
十四	個九〇三
十五	個九〇三
十六	個九〇三
十七	個九〇三
十八	個九〇三
十九	個九〇三
二十	個九〇三

三 彼等々のヘブルの方言にて語るを開ていよし静れり三バシロ曰ける

ハ我ハユダヤ人にてキリキヤのタルンに生れ而して此邑のガマリエルの

足下にて長られ先祖の嚴なる律法に由て教られ神に熱心ありし事ハ今日

の爾曹すべての者の如かりきわれ曩に斯道の人を男女ども縛かつ獅に

解し死に至るまでに之を笞たり即ち祭司の長と長老會の人の我に就て

みな證をあすが如し我彼等より兄弟等に遺る書を受ダマスコに在る者を

縛てエルサレムに曳來り刑を受しめんとて彼處に赴けり然我ゆきて

ダマスコに近けるに時おぼほより月中たちまら天より大なる光ありて我を

環照せりてわれ地に仆る其時サクロサクロ何故われを笞るやといふ聲を

聞ハわれ答けるハ主よ爾ハ誰やと我に曰けるハ我ハ爾が笞る所のナザレ

のイエスあり我と僭に在しもの光を見て懼たり然我に語し者の聲を

聞ざりき我いひけるハ主よ我なを爲べきか主われに曰給ひけるハ起

三	個九〇三
四	個九〇三
五	個九〇三
六	個九〇三
七	個九〇三
八	個九〇三
九	個九〇三
十	個九〇三
十一	個九〇三
十二	個九〇三
十三	個九〇三
十四	個九〇三
十五	個九〇三
十六	個九〇三
十七	個九〇三
十八	個九〇三
十九	個九〇三
二十	個九〇三

三 風聲千夫の隊の長に聞えければ三彼たちらに兵卒と百夫の長等を率ひ彼

等の所に趨下れり彼等千夫の長と兵卒を見てバシロを打てとを止其と

き千夫の長近りてバシロを執へ命じて二の鍵にて之を撃せりの誰たる又

何事を行しかを問たり衆の人々のうち或ハ彼事をいひ或ハ此事を言さ

けび亂に因て千夫の長の實情を知てと能ハず是故に命じて彼を陣營に

曳往しめたり語衆の人々後に從ひて彼を殺せと叫さけび擁迫るに因て階

に及るとき兵卒バシロを負り三バシロ曳れて陣營に入んとせし時千夫の

長に曰けるハ我なんぢに語て可や否かれ答けるハ爾ガリシヤの方言を識

や三爾ハ曩に亂を起し四千人の凶徒を率て野に出しエゾブト人ならざる

三バシロ曰けるハ我ハキリキヤのタルンに生しユダヤ人にて郢邑の民に

非ず願くハ民に語るを我に許せ三千夫の長これ許ければバシロ階

の上にたち民に向て手を搖し其次に静れるときヘブルの方言をもて彼等

に語れり

十一	てゲマスコに往すでに定りし爾が爲べき事ハ彼處に於て爾に告べし	シ 徒五〇二
十二	の光の耀に繼て我みることを得ず成ければ我と僧に在し者の手に授ら	
十三	れてゲマスコに至れり此の邑に在る凡のユダヤ人の中に擧ぐるアナニ	
十四	アといふ律法に循へる神を敬ふ人十三我もどに來り側にして曰けるハ兄弟	
十五	サフロ復び見よとを得よ我たちち目に擧て彼を見たり十四彼また曰われ	エ 徒三十三
十六	らの列祖の神ハ爾に神の旨を知しめ彼の義者を見させ其口より出る聲を	エ 徒三十四七〇五十二 聖書九〇二十五八 二 聖書一〇三三加〇十
十七	開しめん事を定め給へり十五蓋なんん彼が爲に其見聞せし事を以て凡の人	ス 徒三十一
十八	に向ひ證人と爲べければ也今あんち如何で緩ふ可んや起て主の名を籲	イ 聖三十三
十九	パナスマを受て其罪を滌去べし我エルサルムに返り聖殿に於て祈	ハ 徒二四六
二十	れる時安んじしにて大見けるハ主われに向て急げ彼等ハ爾が我についで	
二十一	立る證を納ざるが故に速にエルサルムを出よと曰たまへり我ハいひける	ホ 徒八〇三九〇一 ホ 十十七
二十二	ハ主よ我もと爾を信する者を執へ或ハ諸會堂にて之を鞭ちしことを彼等	
二十三	ハ知事また爾の證人スラバノ其血を流さるる時われ傍に立て其殺さる	ハ 徒七〇五十八

てゲマスコに往すでに定りし爾が爲べき事ハ彼處に於て爾に告べし
 の光の耀に繼て我みることを得ず成ければ我と僧に在し者の手に授ら
 れてゲマスコに至れり此の邑に在る凡のユダヤ人の中に擧ぐるアナニ
 アといふ律法に循へる神を敬ふ人十三我もどに來り側にして曰けるハ兄弟
 サフロ復び見よとを得よ我たちち目に擧て彼を見たり十四彼また曰われ
 らの列祖の神ハ爾に神の旨を知しめ彼の義者を見させ其口より出る聲を
 開しめん事を定め給へり十五蓋なんん彼が爲に其見聞せし事を以て凡の人
 に向ひ證人と爲べければ也今あんち如何で緩ふ可んや起て主の名を籲
 パナスマを受て其罪を滌去べし我エルサルムに返り聖殿に於て祈
 れる時安んじしにて大見けるハ主われに向て急げ彼等ハ爾が我についで
 立る證を納ざるが故に速にエルサルムを出よと曰たまへり我ハいひける
 ハ主よ我もと爾を信する者を執へ或ハ諸會堂にて之を鞭ちしことを彼等
 ハ知事また爾の證人スラバノ其血を流さるる時われ傍に立て其殺さる

三	るを好よし彼を殺す者の衣を守れり三まわれに曰けるハ往われ爾を遠く	シ 徒三〇二六 三 徒三〇二四十六四十七 四 徒三〇二六期三〇六期
四	異邦人に遣すべし三彼等ききて此言に至みな聲を揚て曰けるハ此の如き	
五	者を地より去かれハ先に生命の有べき者ならざりき三かれら喧嘩で其衣	
六	をぬぎ塵を空中に揚けれバ三千夫れ長命じてバクロを陣營に引入しめ何	
七	故かく彼等がバクロに向て喧嘩かを知んがため鞭ちて彼を誦べしと言り	
八	三かれら革鞭を撻んとてバクロを引張しとき彼等の側に立る百夫の長ハ	
九	曰けるハ罪を定ずしてロマ人たる者を鞭つハ律法も當ふや三百夫の長ハ	ス 徒三〇七十五〇十六
十	れを開ゆきて千夫の長に告て曰けるハ爾なすことを慎めよ此人ハロマ人	
十一	なり三千夫れ長ゆきてバクロに曰けるハ爾ハロマ人赤るや我ハ告よバク	
十二	ロ曰けるハ然り三千夫の長之たへけるハ我ハ多の金を以て此民籍を得た	
十三	りバクロ曰けるハ我ハ生來なり三是に於てバクロを拷問せんとせし者等	
十四	たちちお退けり千夫の長ハの「ロマ人なるを知られを縛してを懼る」三	シ 徒三〇七十五
十五	斯て明日ユダヤ人の彼を認たる故を確お知んと欲しバクロの縛をどき祭	

るを好よし彼を殺す者の衣を守れり三まわれに曰けるハ往われ爾を遠く
 異邦人に遣すべし三彼等ききて此言に至みな聲を揚て曰けるハ此の如き
 者を地より去かれハ先に生命の有べき者ならざりき三かれら喧嘩で其衣
 をぬぎ塵を空中に揚けれバ三千夫れ長命じてバクロを陣營に引入しめ何
 故かく彼等がバクロに向て喧嘩かを知んがため鞭ちて彼を誦べしと言り
 三かれら革鞭を撻んとてバクロを引張しとき彼等の側に立る百夫の長ハ
 曰けるハ罪を定ずしてロマ人たる者を鞭つハ律法も當ふや三百夫の長ハ
 れを開ゆきて千夫の長に告て曰けるハ爾なすことを慎めよ此人ハロマ人
 なり三千夫れ長ゆきてバクロに曰けるハ爾ハロマ人赤るや我ハ告よバク
 ロ曰けるハ然り三千夫の長之たへけるハ我ハ多の金を以て此民籍を得た
 りバクロ曰けるハ我ハ生來なり三是に於てバクロを拷問せんとせし者等
 たちちお退けり千夫の長ハの「ロマ人なるを知られを縛してを懼る」三
 斯て明日ユダヤ人の彼を認たる故を確お知んと欲しバクロの縛をどき祭

九	リ	律廿四〇六、聖徒一〇十
八	リ	律廿四〇六、聖徒一〇十
七	ル	律廿四〇六、聖徒一〇十
六	ル	律廿四〇六、聖徒一〇十
五	ル	律廿四〇六、聖徒一〇十
四	ル	律廿四〇六、聖徒一〇十
三	ル	律廿四〇六、聖徒一〇十
二	ル	律廿四〇六、聖徒一〇十
一	ル	律廿四〇六、聖徒一〇十

司の長等および全議會に命じて集らしめバウロを擡往て其前に立たせたり

バウロ議會を注かれらを見て曰けるハ人々兄弟よ我今日

に至るまで凡のと良心も由て神も事たりニ祭司の長アニア側立

者も命じて彼の口を擧しむニ是も於てバウロ彼に曰けるハ祈望たる壁よ

神ハ爾を擧ん爾が坐せるハ律法に循ひて我を審ん爲なるに律法に違ひ命

じて我を擧しむる平側立る者ども曰けるハ爾神の祭司の長を誦るや

バウロ曰けるハ兄弟よ我の祭司の長なるを誦ざるを識バ然ハ言ざり

し也ウハ爾の民の看司を誦る勿れと録されたりバウロ彼等の其半ハサ

ドカイの半ハバリスアの人なるを知て議會の中に呼り曰けるハ人々兄

弟よ我ハバリスアの人也たバリスアの子なり死たる者の甦ることを望ホ

因て我の事審判するセバウロ如此いひしかバリスアの人とサドカイの人

の間も爭論おこりて集りたる多の人々相分れたりハ蓋サドカイ人の復生

也た天使および靈を無と云言バリスア人ハ之をみな有と云バ也 遂ホ大衆

十	ル	律廿四〇六、聖徒一〇十
十一	ル	律廿四〇六、聖徒一〇十
十二	ル	律廿四〇六、聖徒一〇十
十三	ル	律廿四〇六、聖徒一〇十
十四	ル	律廿四〇六、聖徒一〇十
十五	ル	律廿四〇六、聖徒一〇十
十六	ル	律廿四〇六、聖徒一〇十
十七	ル	律廿四〇六、聖徒一〇十

る憎暉となりぬバリスア人の擧者たち立て争ひ曰けるハ我儕この人の惡

ことを見ずもし靈あるハ天使の彼に語し事わらんハ我儕神に敵す可

らざる地ニ斯て大なる争ひ起けれバ千夫の長バウロが彼等に引裂れん事

を恐て兵隊に命じ彼等の中に下らせ之を奪とり陣營に引入しめたり

主その夜バウロの側に立て曰給ひけるハバウロよ勇うハ爾われに就てエ

ルサレムに證せし如く必ずロマにも證すべけれバ也 明日に及てエガヤ

八黨を結び共に誓て曰けるハバウロを殺すまでハ食飲をも爲せしまこの

誓を爲る者ハ四十八餘なり 十かれら祭司の長および長老らもの所に來て

曰けるハ我儕バウロを殺すまでハ何をも食じと誓を立たり 是故に請な

んぢら議會と偕にバウロの事をな彼詳く訊る狀を作て千夫の長に告かれ

を爾曹に與下らしめよ彼が近かざる前ホ之を殺さんぞ我儕すでに備を爲

り大然るにバウロの姉妹の子この謀をきく即ち往て陣營に入バウロに告

テバウロ請て百夫の長一人をせぬき曰けるハ此少者を千夫の長に擡往て

ル 徒三〇三

カ 徒四〇七至五〇六

ノ 徒一〇九

ハ 徒二〇七

ニ 徒五〇九

ハ 徒六〇九

三
二
三三四
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三
三二六

を擁けおさ彼等かれらが訟うたがひる故ゆゑを知しんと欲ほひ之をを其議會そのぎかいに引ひ下ろしがに非彼なが訟うたがひられしに惟ただかれらの律法りつぽうの論ろんに由よるのみにて其死そのしに當あたるべく亦繫またるべきの故ゆゑを見みざる也なり手然てんぜん然ぜんにユダヤ人よだやじんこれを害あげんと計はかりし其事そのことわれに現あらはれしにより直ただに之を爾にの所ところに遣たれり又またかれを訟うたし者等ものどもに命いのちじて其訟そのうたがひる所ところを爾に告つしめんぞすに是こゝに於おいて兵卒へいそうハ命いのちに遵したがひてパウロを携たへ夜よるの中にアソトラトリスに至いたり明日あした騎兵きへいをしてパウロと共ともに往ゆしめ其餘そのほかの者ものハ陣營ちんえいに歸かへれりに騎兵きへいハカイザリヤに至いたり書かきを方伯ほうはくに呈さしパウロを其前そのまへに立たしひ方伯ほうはく書かきを讀よみりて彼がに其國そのくにを問とキリキヤの者ものなるを知して三曰いけるハ爾を訟うたる者ものの此こゝに來きたらん時ときわれ爾に聽きべし遂すなはち命いのちじて之をヘコテの公廨こうえんに於おいて守まもらしめたり

の者ものかれに告つぐ事ことあれば也なり大た是こゝに於おいて百夫ひゃくぶの長ちやうかれを千夫せんぶの長ちやうに携たり往ゆて曰いけるハ囚者しゆじやパウロを請まをして此少者このしやうじやなんぢに言いふ事ことあれば之を爾に携たり往ゆんことを求もとめりに千夫せんぶの長ちやうの手てをひき僻靜へきじやうなる處ところに退ひき去やて問とけるハ爾に告つぐ事ことをハユダヤ人よだやじんパウロの事ことをハ波詳はしやうく問とる狀かたちを作つくて爾に之を以もつて明日あしたかれを議ぎす會かいに與まり下くださんとを約やくせり三然しかしに爾がれらが言いはば言いはば從したがふ勿なれ蓋しかしのうちハ四十八人しゆじゅうはちじん餘あまり者ものパウロを殺ころすまでハ食くらふ又飲のみと共に誓ちかひをて埋くひ伏ふせし今いますでに其預備そのよこせをなして爾の許もとを使つかり三千せん夫おとこの長少者ちやうしやうじやに爾に此事このことを告つげしと人ひとに語かたる勿なれと囑あづかり付まて之を去やしめ三せん百夫ひゃくぶの長ちやうの二人ふたりを召よびて兵卒へいそう二百人にひゃくにん騎兵きへい七十八人しちじゅうはちじん牙を持もつの二百人にひゃくにんを備そなへ今いま夜第九時よるのくわいじゆうじにカイザリヤに往ゆきハ三さんかつ書かきを備そなへてパウロを乘のりしめ之を護まもりて方伯ほうはくペリクスの所ところに送おくるべしと曰いふハまた左ひだりの如ごとき書かきをかき添そたり三云いふハクラウデアルシアスの最もも尊たうとき方伯ほうはくペリクスの安やすを問とふにてハのユダヤ人よだやじんに執とれり三七しち將しやうに殺ころされんとせしを我われのハコロアノ人ひとなるを聞きしにより兵隊へいたいを率りゐて之を

ラ 徒一〇三至一〇八

三二七
三二五
三四
三三三
三三三
三三三
三二九
三二九
三二九
三二九
三二六

七 律廿九〇六廿一〇廿八節
 八 律廿九〇六
 九 律廿一〇廿六
 十 律廿一〇廿六
 十一 律廿一〇廿六
 十二 律廿一〇廿六
 十三 律廿一〇廿六
 十四 律廿一〇廿六

を得かつ此國ハ爾の先見に藉て良に改まりたれば時に隨ひ地に隨ひて感
 謝せざるなし四今我敢て爾を礙ぐる事をせし請しばらく忍て我が片言
 を聽たまへ五蓋われら此人を見に疫病の如し天下のユダヤ人を擾せり且
 かれハナザレ宗の首にて六また殿をも犯んとせり我儕之を執わが律法
 に循ひて審を爲んと欲ひしに七千夫の長ルシアス來て我儕の手より強て
 之を奪どり八彼を認る者をして命じて爾の所に來しめたり爾かれを誦ハ
 我儕が認る所を悉く知べし九ユダヤ人も共に認へ口けるハ此等のこと誠
 に然り十方伯首をもて示しバクコに言しめければ彼てたへけるハ爾が
 多の年之の民の審官たるを我しるが故に自らの事情を認ることを喜べり
 爾しらん我崇拜の爲にエルサレムに上しよ十一爾に十二日のみ十二彼等ハ
 我が殿に於て人々を論をなし又會堂あるハ城下に於て人々を擾しし事
 を未だ見ざるべし十三且かれらが今われを認る所の事ハ憑據を立て之を確
 するること能ハ十四然ぞ我之の事を爾に認さん夫われハ彼等が異端と稱る

三 律廿九〇六
 四 律廿九〇六
 五 律廿九〇六
 六 律廿九〇六
 七 律廿九〇六
 八 律廿九〇六
 九 律廿九〇六
 十 律廿九〇六
 十一 律廿九〇六
 十二 律廿九〇六
 十三 律廿九〇六
 十四 律廿九〇六
 十五 律廿九〇六
 十六 律廿九〇六
 十七 律廿九〇六
 十八 律廿九〇六
 十九 律廿九〇六
 二十 律廿九〇六
 二十一 律廿九〇六
 二十二 律廿九〇六
 二十三 律廿九〇六
 二十四 律廿九〇六
 二十五 律廿九〇六
 二十六 律廿九〇六
 二十七 律廿九〇六
 二十八 律廿九〇六
 二十九 律廿九〇六
 三十 律廿九〇六

道に循ひ我が列祖の神に事へ一悉く律法と預言者の書に錄されし事を信じ
 義も不義も死し者の甦らんことを神に頼て我の望り即ち彼等が
 望む所と異なるなし二此に因て我つねに自ら願ひ神を對ひ人に對て良心
 の責なからんことを務るなり三われ數年を歴たりしうち施濟を我民にな
 し又獻祭をせんが爲に歸たり四我すでに潔淨て此等の事を行る時テシア
 より來しユダヤ人等ハ殿に於て我が人を集ることをせず亂をも爲ざるを
 見たり五我を訴べき事あらば彼等ならんが前に訟ふべし六或ハ又わ
 が議の前に立るとき呼りて死たる者の復生の事に就われ今日爾曹に審
 判ると曰る此一言の外に此人々も我が不義ありしを見言べし七是
 に於てバクコ詳細に其道を知れば彼等を運しめんとして曰けるハ千
 夫の長ルシアスの下ら八其時われ悉く爾曹の事を究べんと九百夫の長に
 命じてバクコを守し十且これを寛容にして其友の彼を供給して有を禁せ
 ざらしむ十一數日の後バクコ其妻ユダヤ人なるテルシラと共に來りバ

又 律廿六〇節二

又 律廿四至十三

七 只を曳出しむ。パウロの來れる時エルサレムより下しエグヤ人等彼を立
 八 圍み證據を立る。こと能ひざる多端の重罪をもて訟をなせり。パウロ辯訴
 ける。我のまだエグヤ人の律法および嚴まらぬカインガにも皆犯せる所な
 九 し。パウロス慨をユグヤ人に取りんとしてパウロに答て曰ける。カインガ
 十 サレムに上り彼處に於て此事につき審判を我前に受んとを望むや否。パウ
 十一 ウロ曰ける。我今カインガの審判の境に立この處に於て審を受けるハ當然
 なり。我の爾が明かに知る如くエグヤ人に不義を爲してどなしし。もし不義
 十二 を行ひて死に當るべき罪を犯さば。我の死を免るることを得んじ。若われを
 十三 訟る所のこと虚きとせし。其望に任せて我を彼等にわたし得る者なし。我ハ
 十四 カインガに上告せんと。是に於てパウロス議事官と相談て。たへて曰ける。ハ
 十五 爾カインガに上告せんと欲へり。カインガに往べし。○十日數日を経て。後ア
 十六 リッパ王およびベルニケベストスの妾香を問ん爲に。カインガに來り。十四
 十七 彼處に留れること久かりしか。パウロスバウロの事を王に告て曰ける。ハ

又 律廿三〇至廿五
 律廿四〇
 又 律十二〇三至五〇九

二五 口を召て其キリストを信する道を語るを聽。パウロ公義と博識と來ん
 二六 ば。再なんぢを召ん。三。パウロスバウロより金を得んことを望が故に。屢次
 二七 れを召て。偕に語れり。三。斯て二年を経て。後。ホルキスバウロスと云る者。パ
 二八 クスの職に代たり。ベリククスをユグヤ人に取りんと欲して。パウロを獄に
 二九 繋おけり
 三〇 監獄に出置。倍ベストスハ任國に至て三日の後。カインガよりエルサレム
 三一 に上れり。三。時に祭司の長等とユグヤの尊重たる者等。パウロを彼を訴へ。且
 三二 之れを途にて謀殺せんと欲し。彼に勸の恩を我儕に賜て。パウロをエルサ
 三三 レムに召給へんことを請。四。パウロス答て曰ける。パウロハ守られて。カ
 三四 ンガにあり。我も遠からず。彼處へ赴べし。五。是故に爾曹のうち。權威ある
 三五 者。悉く我と共に下り。彼について。訟べきこと。有。六。訟へよ。パウロス。彼等の
 三六 中に十日餘。と。ま。り。て。カインガに下り。明日。審判の。庭に。坐り。命じて。バウ

1 徒廿四〇七

2 徒七五二

3 徒三〇九

4 徒九〇五

十五 此に一人の囚者あり即ちペリクスの遺置し所なり我エルサルムを居し
 十六 とき祭司の長とユダヤ人の長老たち之を誣へて罪に擬んことを求めり
 十七 われ彼等に答けるに誣られしもの己を誣し者に對て其誣る所を分理べき
 十八 機を未だ得ざる先に之を死に付るにローマ人の例に非ず是に於て彼等
 十九 の處に來集れり我も日を延て之をせず次日審判の座に坐り命じて其人を
 二十 與出さしめたるに大訟者ども立て之を誣しが其事わが逆料もし所に違
 二十一 へりしか惟かれらに鬼神を敬ふ己が道はパウロが生りといふ既に死し一人
 二十二 のイエスとに就て爭論をなし彼を誣しのみ我これらの質訊に惑けれバ
 二十三 パウロに對ひ爾エルサルムに往て之の事につきて彼處に於て審判を要るこ
 二十四 とを欲ふや否と問しに彼アウグストの質訊を要んとして護れんことを
 二十五 求しに囚われ命じて之をカイサルに送るまで守らせ置りアウグスト
 二十六 ストスに目けるに我も亦ろの人に聽んことを欲なり彼いひけるに明日な
 二十七 んぢ之に聽べし是に於て次日アウグストとベルニク大に威儀を備きた

三 して千夫の長等および邑の尊き人々を偕に公堂に入ぬパウロハスト
 四 の命に由て與出さるハストス曰けるにアウグスト王及び凡て我儕を偕
 五 にある人々ハ爾曹之人を觀なるべしユダヤの多の人々エルサルムに於
 六 ても亦この所に於ても彼について我に誣かれん此のち生べき者に非ずと
 七 呼叫べり然んば我れこれを查看て其死すべき事を爲ざりしを知り且かれ自ら
 八 アウグストに上告せんを爲により我れこれを解らんことを定たり我れ
 九 に就て我が主上に奏すべき實情を得て故に我れこれを質訊て奏すべき事を
 十 得んがため爾曹の前また殊更にアウグスト王に與出せり蓋
 十一 囚者を解るに其罪案を書りへざるに理に合はずと意へバ也
 十二 是に於てパウロ手を伸かれらが訟を禦んとして曰けるにアウグスト王
 十三 我ユダヤ人に誣られし事につきて今日ななぢの前にて悉く辯訴ことを得
 十四 が故に我を幸なる者とす殊に幸なるハ爾ユダヤ人の例と彼等が論ずる

1 徒廿四〇七

2 徒七五二

3 徒三〇九

4 徒九〇五

五 徒三〇九

六 徒七五二

七 徒三〇九

八 徒九〇五

九 徒三〇九

十 徒九〇五

十一 徒三〇九

十二 徒九〇五

十三 徒三〇九

十四 徒九〇五

十五 徒三〇九

十六 徒九〇五

十七 徒三〇九

十八 徒九〇五

十九 徒三〇九

二十 徒九〇五

二十一 徒三〇九

二十二 徒九〇五

二十三 徒三〇九

二十四 徒九〇五

二十五 徒三〇九

二十六 徒九〇五

二十七 徒三〇九

二十八 徒九〇五

二十九 徒三〇九

三十 徒九〇五

三十一 徒三〇九

三十二 徒九〇五

三十三 徒三〇九

三十四 徒九〇五

三十五 徒三〇九

三十六 徒九〇五

三十七 徒三〇九

三十八 徒九〇五

三十九 徒三〇九

四十 徒九〇五

四十一 徒三〇九

四十二 徒九〇五

四十三 徒三〇九

四十四 徒九〇五

四十五 徒三〇九

四十六 徒九〇五

四十七 徒三〇九

四十八 徒九〇五

四十九 徒三〇九

五十 徒九〇五

四	所の端緒を悉く知たふ事なり是故に願くハ耐心て我に聽たせハ	使徒二〇三
五	かをユダヤ人のみな知るべし五もし證を爲んとせば彼等の素より我が	使徒二〇三、五
六	今われ立て我儕の先祖等に神の約束し給し其望につきて驕るゝ也七	使徒二〇四、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百
六	アグリッパ王よ此望の爲に我ハユダヤ人に誣られたりハ神すでに死し	使徒二〇五、十三
九	者を應らせ給りて云ども爾曹亦信し難しとする乎九我も亦癡にハナ	使徒二〇五、十三
十	ザレのイエスの名に逆ハんがため多の事を行ハ宣とぞ自ら意ハ	使徒二〇五、十三
十一	た彼等の殺さるゝ時ハ其を宣し十諸會堂に於て屢次これを罰し強て之	使徒二〇五、十三
十二	に毀潰を言しめ且狂ること甚しく之に由て外國の邑に去て攻及べり十三	使徒二〇五、十三
十三	と云祭司の長等より權威と命命を受けてグマスコへ往しに王よ其途にて	使徒二〇五、十三

所の端緒を悉く知たふ事なり是故に願くハ耐心て我に聽たせハ
 夫れわが始よりエルサレムに在て我民の中にをり幼稚とさより如何に世を過し
 かをユダヤ人のみな知るべし五もし證を爲んとせば彼等の素より我が
 囊に我儕の教の中にて最も嚴き所に選ひたるバリサイ人なりし事を知り
 六今われ立て我儕の先祖等に神の約束し給し其望につきて驕るゝ也七
 の望ハ即ち我儕の十二の支派の夜も晝も専ら神に事て得んとする者なり
 アグリッパ王よ此望の爲に我ハユダヤ人に誣られたりハ神すでに死し
 者を應らせ給りて云ども爾曹亦信し難しとする乎九我も亦癡にハナ
 ザレのイエスの名に逆ハんがため多の事を行ハ宣とぞ自ら意ハ
 レムにて此事を行ら即ち祭司の長等より權威を受けて多の聖徒を獄に入
 した彼等の殺さるゝ時ハ其を宣し十諸會堂に於て屢次これを罰し強て之
 に毀潰を言しめ且狂ること甚しく之に由て外國の邑に去て攻及べり十三
 と云祭司の長等より權威と命命を受けてグマスコへ往しに王よ其途にて

四	正午われ天より光あるを見たり日より耀きて我および同に行る者を環	使徒二〇五
十四	照せり我儕みな地に仆る其時ヘブルの方言にてサウロサウロ何ぞ我を	使徒二〇五
十五	窘る乎尔んち萌ある鞭を蹴とぞ難しと我に語れる聲を我きけり十五我ハ以	使徒二〇五
十六	けるハ主よ爾ハ誰ぞや彼ぞや彼ぞやたへけるハ我ハ爾が窘る所のイエスなり	使徒二〇五
十七	我が爾に現れて示さん其事の證人と爲んがため也七我なんぢを守て此民	使徒二〇五
十六	および異邦人の手より拯ふべし今尔んぢを彼等に遣すハ十六彼等の目を啓	使徒二〇五
十九	き暗を離れて光に就サタンの權を離れて神に歸せしめ又彼等をして我を	使徒二〇五
二十	信するに因て罪の赦と聖られし者の中に於て業を受けることを得させんが	使徒二〇五
字	爲なり九是故にアグリッパ王よ我この天の現示に背かして三先グマスコ	使徒二〇五
三	エルサレムの人々次にユダヤの全地および異邦人にまで恒に悔改に符ふ	使徒二〇五
三	行を爲して罪を悔べき事と神に歸すべき事を宣傳へたり三此等の事に	使徒二〇五
三	由てユダヤ人われを獄にて執のつ我を殺さんせせり三然して我ハ神の佐	使徒二〇五

正午われ天より光あるを見たり日より耀きて我および同に行る者を環
 照せり我儕みな地に仆る其時ヘブルの方言にてサウロサウロ何ぞ我を
 窘る乎尔んち萌ある鞭を蹴とぞ難しと我に語れる聲を我きけり十五我ハ以
 けるハ主よ爾ハ誰ぞや彼ぞや彼ぞやたへけるハ我ハ爾が窘る所のイエスなり
 起て立よ我なんぢに現るゝハ爾を立て役者とし又なんぢが既に見し事と
 我が爾に現れて示さん其事の證人と爲んがため也七我なんぢを守て此民
 および異邦人の手より拯ふべし今尔んぢを彼等に遣すハ十六彼等の目を啓
 き暗を離れて光に就サタンの權を離れて神に歸せしめ又彼等をして我を
 信するに因て罪の赦と聖られし者の中に於て業を受けることを得させんが
 爲なり九是故にアグリッパ王よ我この天の現示に背かして三先グマスコ
 エルサレムの人々次にユダヤの全地および異邦人にまで恒に悔改に符ふ
 行を爲して罪を悔べき事と神に歸すべき事を宣傳へたり三此等の事に
 由てユダヤ人われを獄にて執のつ我を殺さんせせり三然して我ハ神の佐

一 徒廿四〇四三〇廿一
 二 徒廿四〇四三〇廿一
 三 徒廿四〇四三〇廿一
 四 徒廿四〇三〇廿一
 五 徒廿四〇三〇廿一
 六 徒廿四〇三〇廿一
 七 徒廿四〇三〇廿一

三 我言とて人の預言者およびモーセが將來かならず成んだと言してに非ざる
 二 我言とて人の預言者およびモーセが將來かならず成んだと言してに非ざる
 一 我言とて人の預言者およびモーセが將來かならず成んだと言してに非ざる
 二 我言とて人の預言者およびモーセが將來かならず成んだと言してに非ざる
 三 我言とて人の預言者およびモーセが將來かならず成んだと言してに非ざる
 四 我言とて人の預言者およびモーセが將來かならず成んだと言してに非ざる
 五 我言とて人の預言者およびモーセが將來かならず成んだと言してに非ざる
 六 我言とて人の預言者およびモーセが將來かならず成んだと言してに非ざる
 七 我言とて人の預言者およびモーセが將來かならず成んだと言してに非ざる

一 徒廿五〇十二廿五
 二 徒廿五〇十二廿五
 三 徒廿五〇十二廿五
 四 徒廿五〇十二廿五
 五 徒廿五〇十二廿五
 六 徒廿五〇十二廿五
 七 徒廿五〇十二廿五

三 此人もシカイザルに上告せんと言ざりしならんを既釋すべき者なり
 二 此人もシカイザルに上告せんと言ざりしならんを既釋すべき者なり
 一 此人もシカイザルに上告せんと言ざりしならんを既釋すべき者なり
 二 此人もシカイザルに上告せんと言ざりしならんを既釋すべき者なり
 三 此人もシカイザルに上告せんと言ざりしならんを既釋すべき者なり
 四 此人もシカイザルに上告せんと言ざりしならんを既釋すべき者なり
 五 此人もシカイザルに上告せんと言ざりしならんを既釋すべき者なり
 六 此人もシカイザルに上告せんと言ざりしならんを既釋すべき者なり
 七 此人もシカイザルに上告せんと言ざりしならんを既釋すべき者なり

ア 第廿六〇九

カ 第二〇九

九八 あり 僅ひたひたわして其岸そのしきお滑なラサイアの邑そのむらに近ちかき美港うつくしきみなとと名なる處ところに至いたり九時くじを歴わたること既に久ひさく斷食たぎらの期まじも過すぬれば舟路ふねぢの危険けんけんによりパウロパウロ諫ことづて十じける人々ひとらよ我思われおもふわ此舟路このふねぢハ損害そんがい多おほかるべし第このあたまに積荷つみかと舟ふねのみならず我儕われらの生命いのちにも及およばん然しかんとも百夫ひやくなんの長ながハパウロパウロの言ことばとてろよりも船長せんぢやうと船主せんしゆの言ことばを信まをじたり且かつこの港みなとハ冬ふゆを過すすに便宜えんぎんならず是故このゆゑに若ごとビニクスに至いたり彼處そのところにて冬ふゆを過すすことを得えんかさて此處このところを出でんと定またる者おほしビニクスハクレアの港みなとわて西南せいなんの風かぜと西北せいぱくの風かぜと其岸そのしきに沿したがつて吹ふゆる也なり三時さんじに南風なんふう徐ゆるかに吹ふけれバ彼等かれら志こころを得えたりと意いひ以もつて鎖くわを起たレテ沿したがつて走はしに十四じゅうし未幾まもなくエロークルドンエロークルドンと稱なづかる狂風きやうふうより御來ごらいり十五じゅうご舟ふねを擧あげ去しけれバ之これに敵かたふとを得えず我儕われらの風かぜに任まかせて十六じゅうろく遂つひにクラタと云いふ小島せうこの風下かぜのしたの方かたへ駛せゆき僅ひたひたわして小艇せうていを收とむ十七じゅうしち既に撥上はたかして後のちかれら備そなへける物ものをもて大舟おほいぶねの綱なわを縛むすかつ洲しづに乘掛のりかへんことを恐れ帆かぜを下くだして流ながれたり十六じゅうろく風疾かぜはげきによりて次の日あしたのひ水夫みづうら貨物くわぶつを擧あげ十九じゅうきゅう第三日だいさんじつに至いたり我儕われらてづから船具せんぐを

キ 第廿六〇六 九

ク 第廿六〇七

カ 第廿六〇八

キ 第廿六〇九

ク 第廿六一〇

三十一 擲なつ三時さんじて多日おほいぢのあひだ日も星ほしも見みずして疾風はやいふうふきわてけれバ我儕われらつひお救すくるべき望のぞみたる果はたり三人さんにん久ひさしく食たべせずパウロパウロ彼等かれらの中に立て日ひける人々ひとらよ爾曹なんぢらに我諫われことづを聽きクレテより離はなるゝことを爲なすして此損害このそんがいを受うけざる可べからずなりし三さんにん今いまわれ爾曹なんぢらを勸すすむ勇ゆうめ爾曹なんぢらの中なか一人ひとり人ひとた小生命せうせいめいを失うせざる可べからずなりし三さんにん蓋たがひわが屬まする所ところわが事ことなる所ところの神かみの使つかひ者ものこの夜よわが側かたわ立て三さんにんパウロパウロと懼おそるゝ勿なれ爾なんぢ必かならずずカイザルの前まへわ立たべし且かつ神かみハ爾なんぢと偕ともに舟ふねに在ある者ものを惡にくみ爾なんぢに賜たまはむと曰いふ五ご是故このゆゑに八はち人にん勇ゆうめや如ごとく此このわれに請こたへり給たまへる如ごとく必かならずず成なんぞ我神われかみを信まをずれば也なり三さんにんわかれら必かならずず一島ひとしまに推お上あげられん三時さんじ斯しかて第十四日だいじゅうしにちの夜よに至いたり我儕われらアデリアの海うみに漂たぶ夜半よるなかでろ水夫みづうら岸かたに近ちかけりと意いひて三さんにん水みづを測はかして二十尋にじゅうじんを得えたり少し進すすて又測またはかしに十五尋じゅうごじんを得えたり三さんにん石いしに乘掛のりかへんことを恐れ艦かべより四よの鎖くわを投なげて天明あけぼのを待まちわびぬ水夫みづうら舟ふねより逃のがれんとして船ふねより鎖くわを投なげず張はをなし小艇せうていを海うみに下くだけれバ三さんにんパウロパウロ百夫ひやくなんの長ながと兵卒へいそうに日ひけるハ此人このひと々らもし舟ふねに留とどまらずバ爾

本十五〇第六節第十〇節

五 羅摩子〇世

三 曹救るゝことを得じ三是に於て兵卒ら小艇の索を斷き其流るゝも住たり三夜の明んとする時バツコロ凡の人々に食せんことを勸て曰けるハ爾曹待わびて食せざりして今日にて已に十四日なり故に我なんぢらに食せんことを勸るハ救を得べき助となる可れハなり爾曹の頭髮一縷だに爾曹の首より墮ざるべし如此かたりてパンを取凡ての人の前にて神に謝し之を擘て先食しけれハ三彼等も亦勇んで食せり言船を登る所れ我儕合て二百七十六人なりき三既に食して飽けれハ穀物を海に棄て舟を輕せり三夜わけて其地ハ識ざれ一の海湾を見たり此に溯崎わり或ハ至とを得ハ彼處に舟を進んと謀り三綱を斷て錨を海にすて舵纜を鬆め船の帆をわげ風に順ハ溯崎を望て走しに四湖の流交ふ處に至りて舟を洲に乗わげ船ハ膠定て動ず艦ハ浪の勁が爲に破られたり三是に於て兵卒ら囚人の洩逃れんことを恐れ之を殺さんと勸じ三然も百夫の長バツコロを救んと欲ひ其勸を阻か〇洩得る者ハ先水に跳いり四ろの他ハ或ハ板あるハ舟の碎

七 歐十四〇十一

七 卅十六段十〇六

七 卅十〇十一

八 卅五〇十四十五

九 卅六〇五節〇十

れり
木に乗て岸に至んことを命じたり此の如く皆すくハるゝ事を得て岸に登り
我儕すでに救を得て後ろの島の名をマリアと稱ることを知れり
三夷人ら尋常ならぬ情分をかく降雨と寒とにより火を煮て我儕衆人を待遇せり三バツコロ多の柴を集て火に放しに火熱により蜃いで來て其手に繞り三夷人ら蜃の其手に懸たるを見互に曰けるハ此人ハ正く人を殺しゝ者ならん彼海より逃たりと雖も天理の生るゝことを容さる也三バツコロ蜃を火の中に擲して害を受ることなし三彼等バツコロを俟ひて其腫るか或ハ忽ち仆て死るゝことあらんと意しに久く候へども彼ハ害の及ざるを見て其意を轉てハ神ありと謂り七島の長をバツコロと名く此邊に己が有る田地わり彼われらを接て懇懇に三日宿らせたりハ時わバツコロの父熱と病病を患ひて臥居しがバツコロの所に至り斫て手を其上に接これを得せり九此事わりしかバ島に在る所の他の病者等も來て醫ざるゝことを得

たり+ かれら禮を厚して我儕を敬ひ又舟出の時に臨て我儕が無てかなりぬ物を贈れり+ 我儕三ヶ月を経てのち此島にて冬を過し+ ヲラスクリの號あるアレキサンデリアの舟に登いで+ 三ヶ月に著三日とまれり+ 土彼處より回てレギラに至り一日を経て南風起けれ+ 次日ヲラリに至り+ 兄弟等に遇かれら+ が請に任て七日とままり而して^{十五} ロマの兄弟たも我儕の事を聞^{十六} アツピーポロム および三館と云る處に來て我儕を迎ふ^{十七} バウロ之を見て神に謝し其心に力を得たり○^{十八} 既に我儕^{十九} ロマに至しに百夫の長衆囚を王を守る兵隊の長に交せり然^{二十} バウロ一人の守兵と共に別に自ら居之を許されたり+ 十三日を経て^{二十一} バウロ ユダヤ人の尊重たる者等を召集^{二十二} 彼等の集れる時これに回ける人々兄弟^{二十三} 我のまた先祖の例に違て何事ををも爲し^{二十四} 然に^{二十五} エルサレムより囚人となりて^{二十六} ロマ人の手に付されたり+ ^{二十七} ユダヤ人すでに我を瘠たれ^{二十八} 死べ^{二十九} 吾罪なきが故に我を釋さん^{三十} 欲へり+ ^{三十一} ユダヤ人これを拒しにより我巳^{三十二} ことを

イ 律廿三

ハ 律三〇(中)廿二
三廿五(八)十

ニ 律一〇三

ホ 律五〇(五)廿六(一)
律二

十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十

得ずして^一 カイザルに上告す然^二 然も我が國の民を誣ん爲に^三 非ず^四 手斯に囚て我^五 ながらに會どもに語んことを請るなり蓋^六 われ^七 イスラエルの望の爲に^八 此鏈に繋る^九 れば也^十 彼等いひける^{十一} 我儕^{十二} ユダヤより爾について書信を受ず^{十三} 又兄弟たちの來し者も爾に就て何の惡事あるを我儕に報^{十四} せたる者なし^{十五} 然^{十六} 然我儕^{十七} ながらの意^{十八} 所を聞んとす蓋^{十九} われ^{二十} 何處にて^{二十一} 此宗旨の誹らる^{二十二} ことを知^{二十三} べなり^{二十四} 三既に定たる日に及て^{二十五} 多の人^{二十六} バウロの館に來れり^{二十七} バウロ朝早より暮に至^{二十八} まで^{二十九} モーセの律法と預言者の書をひき^{三十} 神の國の事を説^{三十一} かつ之を證し^{三十二} イエスの事を語^{三十三} て^{三十四} 彼等を勸たり^{三十五} 其言に感^{三十六} じて之を然と^{三十七} する者あり亦信^{三十八} せざる者ありて^{三十九} 互に相合^{四十} ざるにより遂に退けり^{四十一} 其退かん^{四十二} せし時^{四十三} バウロ一言を語ける^{四十四} 誠なるかな^{四十五} 聖靈預言者^{四十六} イザヤに記して我儕の先祖等に^{四十七} 語し^{四十八} 其言に云^{四十九} 云^{五十} ながら^{五十一} 此民に往て告^{五十二} げ^{五十三} 爾曹の聽せも^{五十四} 願^{五十五} せも^{五十六} 見^{五十七} ず^{五十八} 蓋^{五十九} 之の民目にて見^{六十} 耳にて聽^{六十一} 心にて悟^{六十二} り^{六十三} 悔^{六十四} 改^{六十五} て^{六十六} 我に醫^{六十七} せられ^{六十八} 九事を懇^{六十九} れ^{七十} 其心を頑^{七十一} し^{七十二} 耳を蔽^{七十三} ひ^{七十四} 目を閉^{七十五} たり^{七十六} 是^{七十七} 故に^{七十八} 爾曹^{七十九} 知^{八十} べし^{八十一} 神の

イ 律六〇(六)一〇三

ハ 律六〇(九)九七
律五〇(十)四十二

チ 律四〇(五)十四

リ 律十(三)廿四(七)

カ 律六〇(九)九七
律五〇(十)四十二

キ 律十(一)八廿六(七)
一八本(一〇)三十三

二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十

リ 復ハ十二節五十九

三

三十

二九

救ハ異邦人に遣られ彼等ハ之を聽ん三九バカロが此言を言畢し時エグヤ人退きて互に大なる爭論をなせり○三十一斯てバカロの借受し家に居して空く二年すべて來り見んとする者を接て三十二懼らず神の國をのべ主イエスキリストの事を教て禁げらるること無りき

新約全書使徒行傳終

イ 復九〇五

ハ 復七二五

ホ 復二〇三

ト 復一〇五

チ 復三二五

リ 復一〇二

ヌ 復一〇五

リ 復六〇九

カ 復一〇四

レ 復一〇八

レ 復一〇七

三二

六

七

八

九

十

新約全書使徒バウロ人に贈れる書
 言ハキリストの僕バウロ召れて使徒となり神の福音の爲に選る
 此の福音ハ從前より其預言者たちに記て聖書に誓ひ給へるものにて
 其子われらの主イエスキリストを指て示せり彼の肉體に由バグビデの裔
 より生れ 聖善の靈性に由ば應りし事によりて明かに神の子たると顯れ
 たりわれら彼より恩恵と使徒の職を受てこれ其名の爲に萬國の人々をし
 て信仰の道に從らせん也 爾曹も其人々の中に在てイエスキリストの
 召を受し者なり 我すべてロマに在てこの神に愛しまれ召を蒙り聖徒
 と爲る者にまで書を贈る爾曹願くハ我儕の父なる神および主イエスキ
 ストにより恩恵と平康を受よ ○ハ 先爾曹の信仰を世之より傳揚たるが故
 にイエスキリストに賴て爾曹衆人に就わが神に感謝す 我らの子の福音
 に於て心を以て事する所の神ハ我が不斷なんぢらを懷ふ其證なり され祈
 禱ごと終にハ神の旨意に適ひて平坦なる途を急速かに爾曹に到んこと